

【4】愛媛県産業情報センター(施設)の有効性

1. 施設の概要

(1) 所在地等

「テクノプラザ愛媛」の向かい側に位置し、平成9年4月1日財団法人愛媛県産業情報センター設立と同時に施設をオープンした。

(施設の規模・構造等)

[敷地面積] 6,937 m²(2,102坪) [延床面積] 1,559.09 m²(472坪)

[構造] 鉄筋コンクリート造2階建て

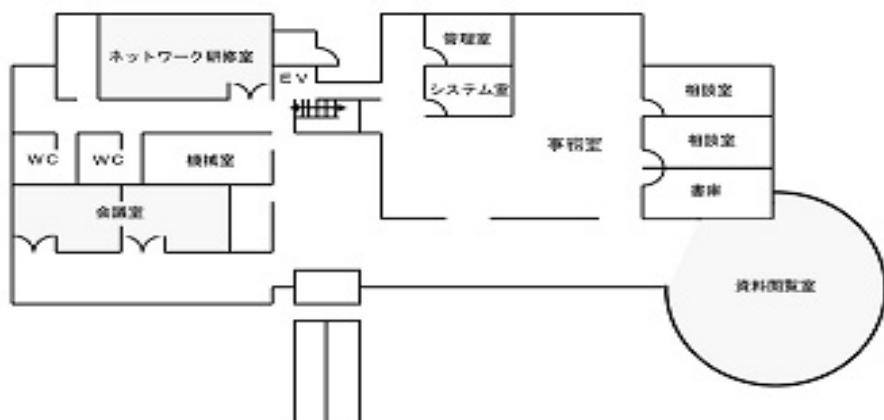
施設設置に係る総事業費は、1,331百万円である。



(2) 施設の内容

(1階部分)

会議室、ネットワーク研修室、資料閲覧コーナー、中小企業振興部事務室、管理室、システム室、機械室等



(ネットワーク研修室)

インターネット及びマルチメディアソフト制作等に関する研修が可能

13台(内講師用1台)のWindowsXP Proパソコンを設置し、マルチメディアソフトの制作方法・インターネットに関する研修が行える設備。

講師用パソコンの画面は、プロジェクタにより大画面(80型)スクリーンに表示でき、効果的な研修が可能。



(会議室)

収容人員 50名

各種セミナー・ミーティングまで、さまざまな用途に利用できる。

使用料：1時間につき 全体使用 1,300円、半分使用 650円



(資料閲覧コーナー)

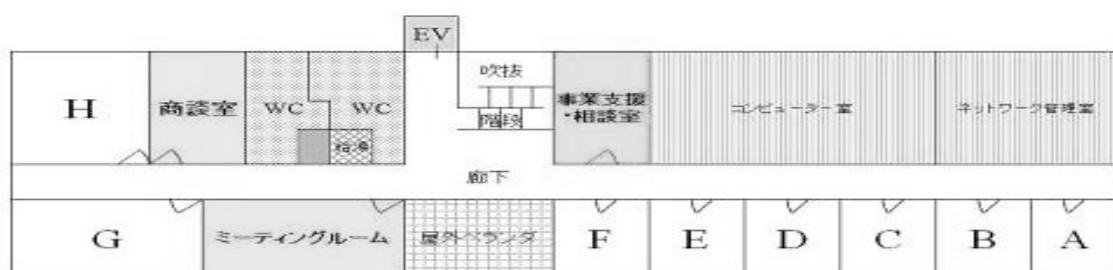
図書は、約10,000冊、ビデオ等は約3,000所蔵している。図書・ビデオデータベースで検索も可能であり、インターネットによる貸し出し予約ができる。



(2階部分)

インキュベート・ルーム(A~G, 8室)、事業支援・相談室、商談室、ミーティングルーム、コンピュータ室、ネットワーク管理室等

**産業情報センター2階インキュベート施設平面図
【インキュベート・ルーム:A~Hの8室】**



【主な特徴】

1. 365日24時間利用可能(入退室カード管理システム完備)
2. インターネット通信施設(20Mbps 常時接続)の利用提供
3. 商談室、ミーティングルームの設置
4. 経営相談や研修実施など創業者サポート体制の整備

【入居期間】 最長3年間(ただし、1年ごとに所定の審査手続きが必要となる。)

(屋外部分) 駐車場〔乗用車約80台〕、駐輪場

(3) 設置の経緯等

国では、地域経済の新たな発展を確保するため、創造的な経済発展基盤地域(スーパー・テクノ・ゾーン)を形成するとの方針を定め、全国8ヶ所を圏域設定(愛媛県は西中・四国スーパー・テクノ・ゾーン圏域)し、各圏域では域内の整備方針が策定された。

これを受け、平成8年度、建設工事費・システム工事費等が予算計上され、施設整備に着手。平成9年2月に完成し、同年4月にオープンした。

その後、スーパー・テクノ・ゾーン整備方針は当初の予定期間が(平成11年まで)経過し、テクノプラザ愛媛とともに建物が残って現在に至る。

(4) 愛媛産業情報総合ネットワークシステム

(事業報告書より要約)

#3 愛媛産業情報総合ネットワークの概要(県委託)

愛媛県からの委託を受け、愛媛産業情報総合ネットワークの運営を行っている。

- ・ 機能
 - ア インターネット接続 20Mbps(帯域保証あり)
 - イ 常時接続 フレッツISDN、フレッツADSL、Bフレッツ
 - ・ 発信する情報
 - ア 愛媛のプロフィール
 - イ 産業情報 企業情報、物産情報、伝統産業情報、商店街情報、図書・ビデオ情報
 - ウ 提供情報 中小企業支援情報、その他財團事業情報
- (システムを利用して実施している事業)
あいあいえひめ(バーチャルモール)、オンライン学習

2. 施設の有効性

以下で、検討調査表より県の意見を参照(『』の部分)するとともに、意見を述べる。

(1) 施設の目的

『企業の情報化及び新たな事業の創出を支援するため、産業情報の収集、発信を達成するために、

- ・ より実践的なIT化を支援するための企業情報化支援サービス(情報共有支援システム)の整備・提供。
- ・ IT(情報通信技術)関連分野の創業予定者または創業後間もない中小企業者等への施設の提供。』

(意見)

あいあいえひめ(バーチャルモール)、オンライン学習、企業情報化支援サービスを提供しているが、いずれも民間事業者が効率的に運営しているものであり、今となっては公的機関がインフラ整備として提供する必要性があるかどうか疑問である。

また、運営のための愛媛産業情報総合ネットワークの維持費は多額(年間運営費 80 百万円)であり、提供しているサービス内容からみて経済性、有効性に問題がある。

①中小企業者等への施設の提供とは、インキュベート・ルーム [8 室] の運営であるが、入居率 (*) も悪く利用料収入も著しく減少している。指定管理による委託料収入を補完するものであるが収入増加の期待は薄く、財団経営上の課題でもある。隣接するテクノプラザ愛媛内にあるインキュベート・ルームと重複する存在であり、必要性と有効性に問題がある。

(*) インキュベート・ルームの入居率については、開設（平成 17 年 10 月）時に一斉に入居した企業が 3 年間の入居期間を終了し、平成 20 年度に多数退去したために入居率が 38%（平成 21 年度 3 月現在で 8 室中 3 室入居）に低下していたが、現在の入居率は 75%（8 室中 6 室入居）に回復してきている。

②施設毎に利用条件が細かく求められているため、テクノプラザ愛媛に空室があっても、愛媛県産業情報センターへの入居適格者は、テクノプラザ愛媛への入居はできない。両施設のインキュベート・ルームを自由選択できるようにして両施設の利用要項を一本化すべきである。

（2）四国他県の類似施設

『県立の同種または類似施設の設置状況：設置なし

IT（情報通信技術）関連分野の事業者への支援に特化した施設であって、県立以外の同種または類似施設は以下のとおり。

- ・徳島健康科学総合センター【（株）徳島健康科学総合センターが管理運営】
- ・ITスクエア【（財）かがわ産業支援財団が管理運営】
- ・高知ソフトウェアセンター【（株）高知ソフトウェアセンターが管理運営】』

（意見）

他県で県立以外の施設として挙げられているものは財団等 3 セクが運営しているものであり、施設を 3 セクが所有しているため所有と経営が一致しており、愛媛県の状態（所有と経営が分離することによりどちらも無責任になりがち）よりは望ましいといえる。

（3）見直しに当たっての課題等

検討調査表では、課題として以下の 2 点を挙げている。

①入居企業の移転に対する支援

『施設を廃止する場合、現在、入居企業が取り組んでいる研究開発等に支障が生じないよう、十分な準備期間を設けるほか、研究開発等が継続できる移転先の確保等に対する支援が必要』

（意見）

テクノプラザ愛媛の検討課題と共に省略。

②愛媛産業情報総合ネットワークの移転に対する支援

『施設を廃止する場合、現在、財団法人えひめ産業振興財団が「中小企業支援法第 7 条に基づく指定法人（県中小企業支援センター）として行う業務」、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づく中核的支援機関として行う業務」として実施している産業情報ネットワークシステムの運営について、同システムの移転及び運営業務への支障が生じないよう、十分な準備期間を設けるほか、同システムの設置及び運営業務の継続が可能な移転先の確保等に対する支援が必要。』

(意見)

上記の業務については中小企業支援策として一定の役割を果たしており事業は有用と考えている。

しかしながら自治体または外郭団体が行う事業経営の問題点は一度始めた事業はその有効性を自ら検討することもなく慣習として継続しようとすることがある。

県中小企業支援センター並びに中核的支援機関の指定は、国等の財政支援を受ける機関として役割を果たしていることは認めるが、愛媛産業情報総合ネットワークを現状維持しなければ指定解除されるという問題ではない。

施設のあり方を検討しているのであって、国の制度上も県の政策上からも中小企業支援センターとしての財団は必要であると判断している。

愛媛産業情報総合ネットワークの基幹装置がなくなても上記事業の継続には支障がないと考えられる。

情報産業の社会インフラが充実してきた今日においては、愛媛産業情報総合ネットワークの移転を必須の条件とは考えないで、システムの廃止の方向でも検討すべきと考える。

(4) 上記内容を踏まえた上で現在の行政サービス水準に関する考察

(県の主張)

『IT(情報通信技術)関連分野の事業者への支援に限定した県有施設は当県と岡山県のみであるが、県有施設以外を含めると鳥取・島根以外の6県で設置されており、当県のサービスが突出したものではないと考える。

また、世界的な不況によって景気が急速に減速するなか、企業の情報化及び新たな事業の創出は地域経済・社会の活性化と活力ある発展に寄与することから、これに対する支援は維持すべきと考える。

なお、県内には当施設のように IT(情報通信技術)関連分野の事業者への支援に特化した施設は他にないが、支援対象に IT(情報通信技術)関連分野を含めている支援施設が複数存在していることから、これらの施設と連携して県内企業の情報化及び新たな事業の創出を支援することで県内全体をカバーできると考えている。』

(意見)

1. 財団でもネットワーク研修室を設けて、インターネット及びマルチメディアソフト制作等に関する研修を可能とし、IT技術者に対して高度専門的な研修プログラムを提供しており有効な事業と認識している。

2. しかしながら、これはパソコン機器や最新ソフト等、研修に必要な設備で対応できる合理的な設備投資であり、有効性を問題としている愛媛産業情報総合ネットワークとは別の設備である。

事業の有用性は認められるが、事業(ソフト面)と高額な設備投資と多額の維持管理費用(ハード面)の合理性とは論点を分けて考えなければならない。

3. 愛媛県産業情報センターの必要性の論点は建物(箱もの)と愛媛産業情報総合ネットワークの必要性が論点であり、事業内容から見れば過大な設備であり施設の有効性に問題があると考える。

4. 施設が廃止された場合の影響

愛媛県産業情報センターが実施している企業の情報化及び新たな事業の創出や支援に関する各種情報や施設の提供がなくなったとしても事業経営者は自ら情報収集して経営改善に取り組むであろうし、インターネット、広告を通じて情報化促進の情報やチャンスは多く存在する。したがって、地域経済への悪影響はほとんどないと判断する。

(5) 愛媛県産業情報センターの有効性に関する総合意見

愛媛産業情報総合ネットワークは設備費及び維持管理費に多大の費用を必要としている。当初の必要性は大きく後退し、現状では不可欠の設備とは思えない。時期を見て運用中止を検討すべきである。センター建物の有効性については「テクノプラザ愛媛」と同時に検討すべきであるが、どちらか一つでよいと判断している。

① 愛媛産業情報総合ネットワーク

設立当初は一定の役割を果たしていたと考えられるが、民間の情報産業も進化・多様化した今日においては民間業者の利用により対応できる事業内容であり、県が施設を準備して多額の維持費を負担して対応すべき必然性と施設の有効性が認められない。設備投資と事業費から施設の有効性、経済性、効率性のいずれの観点からみても愛媛産業情報総合ネットワークについては廃止を含めて検討すべきと考える。

② インキュベート・ルーム、ミーティングルーム、商談室・相談室

平成22年1月末現在、インキュベート・ルームの入居状況は両施設合計33室のうち入居は20社であり入居率60%である。

テクノプラザ愛媛と一体的に検討すべきであるが、必要であれば同業あるいは民間の他の施設を提供することも可能である。

事業の相談・支援制度の活用はインキュベート・ルームと切り離して対応できるし、県庁内に相談室があつておかしくないし、有用である。

ミーティングルームはほとんど利用されていない、入居者の無料サロン、商談室的に使われている。

平成17年10月設置当初は、80%稼働(入居)で、3,053千円の収入を見込んでいた。

③ 会議室A・会議室B

利用率が低く、隣のテクノプラザ愛媛にも利用可能な類似の施設がある。

市内にも公定施設、民間施設を含めての貸会議室はたくさんあり、必要不可欠の施設ではない。

利用者から見れば利用可能な貸会議室の一つにしか過ぎないし、郊外なので利用に不便である。

④ ネットワーク研修室

専門的IT研修プログラムは好評であり、有効活用されていると思うが、設備(パソコン13台、机、プロジェクタ、ソフト)は移設可能でありこの部屋でしかネットワーク研修が実施できないものではない。

テクノプラザ愛媛2Fにも、OA研修室がある。21台のパソコンを設置し、ITに関する研修が行える。

講師用プロジェクタ投影機もある。ネットワーク研修室と結合して、稼働率を高める工夫が必要である。

類似機械の設備を2室設置する必要性は認められない。

⑤ 資料閲覧コーナー

施設は立派であるが、利用者が少なく有効性に問題がある。

資料閲覧コーナーの存在を知らない人が多いし、わざわざ資料閲覧コーナー利用のために来る人もおらず人影も少ない。

多くは資料閲覧コーナーができる時に購入したものなので、ビデオ、蔵書等も陳腐化しつつあり、最近の購入もあるが予算が少ない。

図書は、約10,000冊、ビデオ等は約3,000本所蔵している。図書・ビデオデータベースでご検索も可能である。

【5】指定管理制度について

1. 指定管理者としての業務

財団は、設立経緯の項に記載しているように、県の施設である愛媛県産業情報センター、テクノプラザ愛媛の管理を受託してきた。

指定管理者制度の導入に伴い、管理受託の制度がなくなったことから、県は直営で施設を運営するか、指定管理者制度に移行するかの選択を行わなければならなかつた。

指定管理者制度自体は、施設の有効利用と経済的な運営を目的として、施設運営方法の一つとして導入された制度であるが、一方で、施設管理型の外郭団体の存在意義を問うものもある。

現実には、従来の管理受託をそのまま指定管理者制度に移行する自治体も多く、この場合は公募によらないことが問題とされる。しかし、公募とする場合も、条件の設定や、評価などにより、従来から受託管理していた外郭団体等が有利になつたり、実質的にそこしか受けられないような内容で仕様書が作られる場合、非公募によるよりも事務手数の点でデメリットが大きくなる。

2. 選定

2 施設をまとめて、当初の平成17年度、今回の平成20年度に公募により指定管理者を選定しているが、2回の公募ともに、応募者は財団1者であった。

公募しても、従来の管理者以外の応募がないのは、①管理施設のまとめ方が不適当である場合、②指定管理者報酬が低すぎる場合、③従来の管理者以外の応募が事実上不可能になっている場合などが考えられる。

このほか、地方の施設では、管理者となるべき民間事業者がいない、というケースもあるが、中核市である松山市に建設された施設であり、通常の管理業務であれば可能な事業者は複数存在する状況と思われる。

① 施設のまとめ方は、隣接する同種の2施設であり、まとめることにより管理効率は高くなる性質と考えられ、妥当であり、これにより応募者がないということは考えにくい。

② 指定管理者報酬について見ると、財団では選定後、指定管理者事業により利益を計上してきていることから、他では応募不能なほど低い、ということではないと思われる。

③について、仕様書に定められた指定管理者が実施するべき業務には、施設の管理以外に情報提供業務が含まれ、この業務の内容は「企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るために、プラザ入居希望や一般利用者に対して各種情報を提供すること」とされている。

この業務は、財団が補助や受託で実施している事業と密接に関連し、指定管理者報酬の対象以外の業務が仕様書に盛り込まれていることになる。

また、施設使用許可業務の中にも、インキュベート・ルーム及び共同研究室等については、入居対象企業等の条件として、「高度な技術力を有する立ち上がり期の企業等」「新たな事業分野や研究開発に取り組む企業等」とされており、県に協議し、承認を得るとされているものの、主観的であり、一般企業による審査では、客觀性に欠ける可能性もあり、このような業務を行うことが財団の存在意義である。

(意見)

財団以外では実施が困難な事業、また財団が本来実施すべき事業まで仕様書に盛り込まれていることが、民間事業者が応募して来なかつた要因となっている可能性が高い。このような内容で公募することは、却って事務事業を増加させるだけであり、不適正な事務といえる。また、公募したことによっても、指定

管理者報酬の水準が妥当か否かも検討できない。財団が実施するべき事業を切り分けた上で公募とするべきであった。

3. 指定管理者としての管理状況

(1) 実績

財団は、毎月及び年次で担当部署に実施状況を報告する。

愛媛県には、セルフモニタリングの制度があり、毎年県担当部署職員が財団で執行状況を検査する。具体的には、契約書をチェックしているとのことである。

財団は、実際の経費を報告するが、その結果、次のような差異が発生している。

まず、利用料収入は両施設ともに予算よりも大幅に低くなっている。利用料金制は、利用料金を指定管理者が収受するインセンティブ付与制度であり、指定管理者の利用増強努力による施設の有効利用を目的とする。これが予測よりも低いことは、施設が思ったよりも利用されていない、ということであり、公募による応募者が1者であったこと、従来の管理受託者である財団がそのまま指定管理者となつたことも要因と思われる。それでも利益を計上しているのは、予測よりも経費が少なかったためであり、主な科目は維持費と事務費である。

維持費は両施設ともに低く、これは複数年度契約などにより、委託料が下がったことが要因とのことがある。

別紙3

管理運営の収支状況（テクノプラザ愛媛）

【収入の部】

(単位：千円)

区分	予 算	決 算	差 引
県委託料必要額	68,349	68,349	0
施設等利用料金収入	31,806	20,261	-11,545
その他の収入	633	674	41
収入合計 (A)	100,788	89,283	-11,504

【支出の部】

(単位：千円)

区分	予 算	決 算	差 引
事業の実施に関する業務経費	60	0	-60
施設等の利用に関する業務経費	616	132	-484
施設等利用許可業務経費	96	32	-64
利用促進業務経費	520	100	-420
施設等の維持管理に関する経費	51,172	44,857	-6,315
附属設備等保守点検業務経費 (システム機器保守管理業務を除く)	12,129	8,539	-3,589
システム機器保守管理業務経費	27,600	26,523	-1,077
建築物環境衛生管理等業務経費 (清掃業務含む)	6,744	4,684	-2,060
植栽管理業務経費	811	713	-98
保安警備業務経費	888	882	-6
修繕経費	3,000	2,960	-40
建築物敷地及び構造点検業務経費	0	557	557
管理運営業務経費	17,890	17,329	-561
人件費	17,870	17,329	-541
職員研修経費	20	0	-20
その他の管理運営に必要な業務経費	26,281	20,754	-5,527
光热水道費	12,724	12,906	183
運営事務費	10,911	4,730	-6,181
保険料	155	38	-118
消耗品費等	1,859	2,447	588
飲食等事業経費	633	633	0
支出合計 (B)	96,018	83,071	-12,947
消費税及び地方消費税額 (C)	4,769	989	-3,780
支出合計 (D = B + C)	100,788	84,060	-16,727
収支差 (A) - (D)	0	5,223	5,223
収支差が0でない場合の補填ないし処分方針	財団の次年度以降の損失補填に充当する。		

(2)修繕

施設の長期的なライフサイクルコストを低減させるためには、適切な日常管理、修繕が行われる必要がある。

指定管理者との協定によると、維持管理に通常必要な修繕は指定管理者が行い、施設の本体に関する部分は設置者である県が行うというように、負担が区分されている。実際の修繕にあたっては、県と協議のうえで負担を決めていくことであり、修繕費の予算額である年間300万円まではおおむね財団が負担し、また、金額が100万円程度になると、県と協議して負担者を決めているとのことである。

なお、指定管理者制度導入後に、100万円を超えて県と協議し、県が支払った例は現在のところないとのことである。

一定期間の管理者となる指定管理者制度と、施設の長期的な維持管理を両立させることは指定管理者制度導入時の重要課題であり、指定管理者に予算内で運営する責任を持たせるとともに、維持管理費を節約させないことを両立する制度とする必要がある。他自治体でも様々な工夫が行われているが、当施設の現況は、外郭団体であることから、やや透明性に欠ける運用が行われている状況といえる。

修繕費の帰属原則は妥当と思われるが、県が負担する修繕費については、本体に関する修繕であることを発注内容などにより明確にする必要がある。

実際には、このような区分は困難であり、一つの修繕工事にも、本体に関する部分とそれ以外の部分が混在することも多い。また、本体に関する部分とそれ以外の部分を合わせて発注することが、全体のコスト低減にならないかの検討が行われることが望ましい。

このような必要性から、形式基準として工事金額が一定以下のものは指定管理者の負担とする協定も多い。

また指定管理者に修繕費を節約させないことを目的として、修繕費については、上限を定め、それ以下の場合には精算させる（指定管理者報酬から差し引く）方法をとる自治体もある。

大規模修繕の場合には、施設が閉鎖されることもある。

(意見)

現在のところ、外郭団体が指定管理者であり、修繕費の負担についての問題は発生していないが、ある程度は数値基準によるなど、客観的な判断基準の策定が望まれる。

指定管理者である外郭団体は、長期計画の策定の有無、ある場合の施設閉鎖の有無などにつき、担当部署に確認する必要がある。また、指定管理者の協定にあたり、大規模修繕計画を示し、施設休業時の取り決めも盛り込むことが望ましい。

(3)委託金額について

毎年度の委託金額が県の都合で変動し、確定していないことが問題である。

県は平成18年度より3年の指定期間で指定管理者制度を導入し、平成21年度から5年の指定期間で再募集した。財団は指定管理者制度導入以前から県より施設管理の委託を受けており、制度導入後も財団が指定管理契約者となった。初回、2回目の公募とともに、応募者は財団1者であった。何故他の応募者がいないのだろうか。民間にとっては事業拡大であり、自治体にとっては民間経営手法の導入により、利用拡大とコスト削減を意図したことである。県の管理下にある外郭団体が経営するよりもコストを安く運営できるはずであるのに民間業者が応募しない。

その原因については複数思い至るが、最も根本的な理由は募集要項の問題と判断する。すなわち、募集要項の5管理運営に関する経費(2)委託料の条項において「委託料の額は、プラザについては、毎年度64,932千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とし、センターについては、毎年度21,822千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。」とされている。

(指定管理委託料の推移)

実態は次のとおり、毎年委託料が引き下げられている。

平成20年度は当初予算に対して、年度精算で減額されている。

平成21年度の予算はさらに引き下げられている。

(単位:百万円)

区分	実績			予算
	H18	H19	H20	H21
①テクノプラザ愛媛	74	71	68	65
②産業情報センター	26	25	23	22
合計	100	96	91	87
当初予算額	100	96	92	87

(意見)

指定管理者制度の基本目的である施設の効率的効果的な運営のためには、改革の意識をもち、自由競争ができる環境を作る必要がある。

今回の協定書においては、一定金額で契約最終年度まで固定すべきである。そうすれば経営努力が決算成績に反映され、自主財源も生まれユーザーにメリットのある新たな政策意欲も湧いてくるに違いない。事業で成功することは喜びであり、社会に認められている証でもある。今の契約はその意欲を阻害するものである。

【6】小規模企業設備資金制度

1. 制度の概要

(1) 制度のあらまし

① 現行制度に至る経緯

小規模企業設備資金制度の前身は、昭和31年に施行された「中小企業近代化資金等助成法」に遡る。同法により、「中小企業設備近代化資金制度」が創設され、都道府県は、①設備の近代化を図ろうとする中小企業者の設備資金を、直接、無利子で貸し付ける事業、②唐賦販売またはリース契約方式で、中小企業者に設備貸与を行う都道府県全額出資法人（以下、「貸与機関」と言う。）に対し、資金を無利子で貸し付ける事業を行ってきた。

実施に当たっては、中小企業庁が、当該貸付事業を行う都道府県に対して、事業に必要な資金の2分の1以内を中小企業設備近代化補助金として交付し、都道府県は、補助金と一般会計からの繰入金を合わせて特別会計を設置し、貸付事業を行ってきた。

その後、中小企業施策の基本的な考え方が「大企業との格差の是正」から「多様で活力ある中小企業の成長発展を図ること」へと転換され、同法は、平成11年に関連法律とともに改正され、「小規模企業者等設備導入資金助成法」となっている。それに伴い、「中小企業設備近代化資金制度」は平成11年度で終了し、平成12年度からは「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」が発足している。

同制度では、設備資金の貸付事業、設備貸与事業ともに、実施主体が貸与機関とされたほか、国からの資金供与は補助金から無利子・償還期間無期限の貸付金へと変更されている。

② 現行制度のあらまし

現行の小規模企業設備資金制度は、信用力や資金調達力が脆弱な小規模企業の経営基盤強化に必要な設備導入を促進するために、各都道府県の貸与機関を通じ、設備資金の無利子貸付、設備貸与を実施するものとなっている。

主な貸付条件は下表のとおりで、常時使用する従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模企業者に加え、常時使用する従業員数が50人以下の会社、個人で、下表注の要件を満たす者（小規模企業者を除く）、さらには、創業者（新規の創業を計画する者、創業後5年以内の者）を対象としている。

設備資金貸付事業では、貸付限度額は所要資金の2分の1以内で原則4千万円以内とされているほか、償還期間は7年以内（公害防止施設は12年以内）、金利は無利子とされる一方で、連帯保証人又は物的担保の提供が求められている。

設備貸与事業では、貸与限度額は6千万円（創業後1年未満の創業者は3千万円）とされているが、償還期間は設備資金貸付事業と同様となっている。実質金利は3%以下とされ、原則連帯保証人が必要とされている。

小規模企業設備資金制度の主な条件

区分	設備資金貸付事業	設備貸与事業	
		割賦事業	リース事業
対象者	小規模企業者等（注1）及び創業者（注2）		
貸付・貸与 限度額	4,000万円 (所要資金の1/2以内) 創業者・認定企業者の特例 ①創業後1年以上の創業者 貸付限度額6,000万円 ②産業活力の再生及び産業活動 の革新に関する特別措置法による 経営資源活用新事業計画・新 事業活動促進法による経営革新 計画認定企業者 貸付限度額6,000万円 貸付割合2/3以内	6,000万円 (創業後1年未満の創業者は、3,000万円)	
利子等	無利子	実質金利は3%以下	月額リース料率は
		保証金は10%以下	3年約3.0%、5年約1.8%
償還期間	7年以内（公害防止施設は12年以内）		
担保・保証人	連帯保証人又は物的担保が必要	原則として保証人が必要（担保が必要となる場合も）	

（注1）小規模企業者等とは、次に掲げる者をいう。

- a. 小規模企業者（當時使用する従業員数が20人（商業・サービス業の場合は5人）以下の事業者）
- b. 常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人（小規模企業者を除く。）のうち次の要件を満たすもの
 - ・銀行及び政府系金融機関（日本政策金融公庫（国民生活事業）、住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫を除く。）からの借入金残高が3億円以下であること。
 - ・直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。
 - ・大企業者からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。

（注2）創業者とは、次に掲げる者のうち小規模企業者等に該当する者をいう。

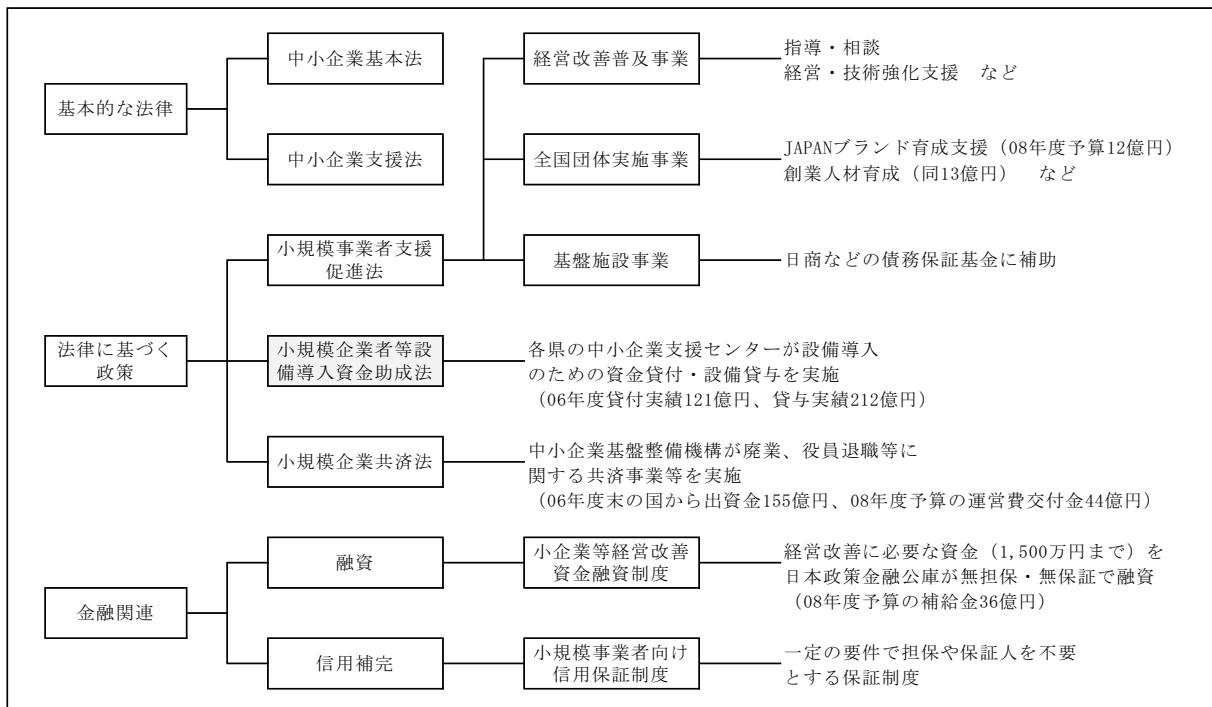
- a. 1月（会社を設立する場合は2月）以内に創業する具体的な計画を持っている者
- b. 創業後5年以内の者

（資料）中小企業庁資料をもとに作成。

なお、小規模企業支援策としては、下表のとおり、法律に基づく政策として、同制度のほか、小規模事業者支援促進法による経営改善普及事業など、小規模企業共済法による共済事業などが実施されているほか、法律に基づかない金融関連でも、小企業等経営改善資金融資制度、小規模事業者向け信用保証制度などが実施されている。

中小企業政策の転換を踏まえた支援策の方向性を考えると、自立的な発展に軸足を移すという意味からは、経営相談や経営・技術強化支援などがより重要になっていいるとみられる。また、中小零細企業は、急激な業績悪化への対応を迫られている上に、設備過剰が重しとなり、設備投資への意欲も弱い状況にあり、信用補完に資する制度についてはニーズが高まっている一方で、設備資金については、総じてニーズは低位にとどまっているとみられる。

小規模企業支援策の体系(主な施策)



(資料) 中小企業庁資料などをもとに作成。

(2)制度の運用実態と課題

①会計検査院による指摘と所管庁の対応

同制度については、会計検査院が、個別案件（貸付事業）が適正に運用されているかについて、ほぼ毎年度にわたり検査しているほか、制度そのものについても2度の指摘を行っている。

平成9年度決算検査報告では、47都道府県の特別会計の資金保有額が2,660億円に達しているなかで、使途の制約などから、新規補助金の交付を受けている例があること、必要以上に借入依存していることなどを指摘し、運用の改善を求めている。

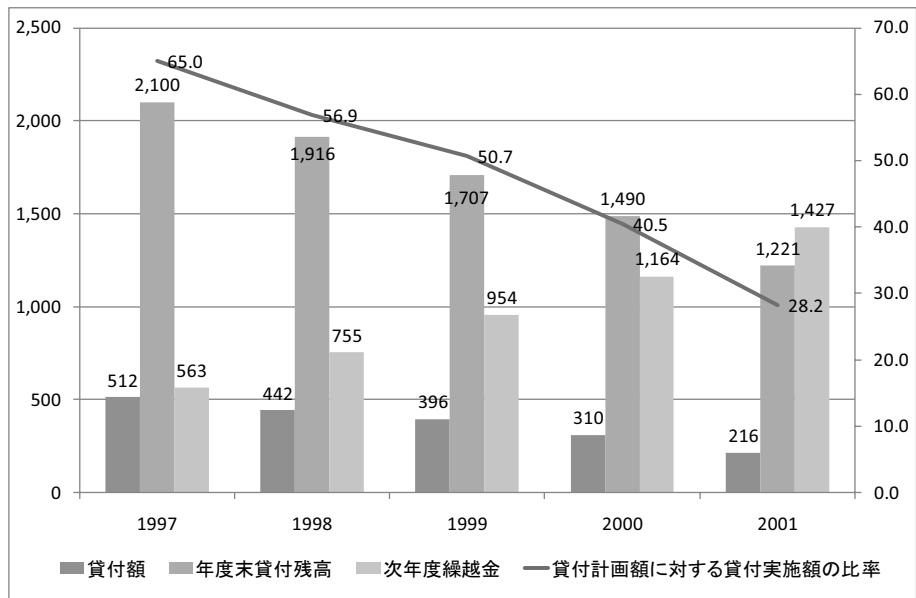
これに対し、所管官庁である中小企業庁は、直貸と貸与機関貸出とで厳格な区分の上で資金使用を行ってきたものを、弾力化するなどとした上で、新制度への移行に際しても、上述のとおり、国からの補助金を貸付金とするなどの制度変更を行っている。

さらに、平成13年度決算検査報告では、新制度移行後の事業の執行状況もみた上で、貸付実績額が平成13年度には216億円と低迷し、毎年度立案される貸付計画額767億円に対し、28%の達成率にとどまった結果、都道府県の特別会計の資金保有額2,648億円の54%に相当する1,427億円が次年度繰越となったとした上で、都道府県の特別会計の資金を、貸付需要を勘案した資金規模とする必要があると指摘している。

これを受けて、中小企業庁は、平成14年10月に通知を発し、都道府県が貸付需要を勘案した資金規模として、貸付事業に充当する見込みのない額のうち、みなし貸付金(*1)に相当する金額は国に返還するよう、都道府県に指導・助言するなどの措置を講じている。

(*1)旧制度で補助金として支出された国の資金は、みなし貸付金とされ、不利益変更を避けるために返還義務は課されなかつたものの、都道府県が自主的に判断して国へ返還することができるとされている。

貸付状況等の推移



(資料) 会計検査院資料をもとに作成。

②経済産業省の事後評価とその後の運用実態

所管官庁の経済産業省でも、平成15年度に同制度を含む小規模企業支援施策について、事後評価を行っている。

その結果によれば、同制度については、「平成12年度に制度を利用した企業の1年後の付加価値率の調査を実施した結果、年平均15.53%以上向上する結果を得た。また、創業に関する指標については、平成12～14年度の創業貸付け(貸与)に対する平成15年4月現在の企業の残存率は94%という結果を得た。」として、小規模企業者の創業や経営基盤の強化に貢献していると結論づけている。その一方で、平成12年度の抜本改正からあまり時間を経過しておらず、経年変化をみることも必要であることから、引き続き調査を行うとしている。

同制度は、同年度以降の事後評価の対象にはなっていないものの、経年変化をみるために行われている全国中小企業取引振興協会の「小規模企業者等機械設備投資動向等調査」によれば、平成20年度上期に「設備投資実績あり」が36.5%にとどまっている上、設備貸与制度の利用比率も低下を続けていることがわかる。

また、同協会の取りまとめによる全国の貸付実績、貸与実績をみると、貸付実績は、平成20年度には79億円と平成12年度の半分近くまで減少しているほか、貸与実績も148億円と半分以下に減少している。また、両制度ともに、件数の減少幅が金額の減少幅よりも大きく、1件当たりの金額が増加している点にも留意する必要がある。デフレが進展する中での金額増加は、利用者がより企業体力のある事業者にシフトしている可能性をうかがわせている。

いずれにせよ、利用実績の低迷は、設備投資が低迷している上に、低金利が続き、リース・割賦の利用メリットが薄れることなどが背景にあるとみられる。

直近1年(平成20年は6カ月)の機械設備投資の資金調達先(%)

区分	自己資金	金融機関借入		民間のリース等		貸与制度		代表者 役員	親戚友人 知人	提携先等 借入	その他
		民間	政府系	リース	割賦	リース	割賦				
2004	47.0	40.3	23.4	29.8	3.9	5.2	10.8	1.7	0.5	0.8	0.9
2005	45.5	39.9	25.6	26.9	5.8	5.9	13.8	3.8	0.2	0.3	1.2
2006	47.2	41.2	23.4	27.5	2.2	7.7	9.0	1.6	0.3	1.1	1.9
2007	44.7	41.1	21.7	24.3	3.2	5.0	9.5	2.2	0.2	0.6	0.9
2008	44.2	40.7	13.9	23.0	4.1	5.9	7.4	2.9		0.6	1.5
08/04増減	-2.8	0.4	-9.5	-6.8	0.2	0.7	-3.4	1.2	-0.5	-0.2	0.6

(資料) 全国中小企業取引振興協会「小規模企業等機械設備投資動向調査」をもとに作成。

最近の制度利用状況(件・百万円)

区分		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
資金 貸付	件数	1,479	1,062	837	906	937	944	931	811	636
	金額	14,877	11,715	8,903	9,538	8,963	11,133	12,277	10,858	7,876
	1件当金額	10.1	11.0	10.6	10.5	9.6	11.8	13.2	13.4	12.4
設備 貸与	件数	2,238	1,487	1,415	1,376	1,402	1,308	1,389	1,283	968
	金額	33,040	20,400	17,972	19,418	20,622	19,356	21,229	20,241	14,804
	1件当金額	14.8	13.7	12.7	14.1	14.7	14.8	15.3	15.8	15.3

(資料) 全国中小企業取引振興協会資料を基に作成。

③制度の今後のあり方

以上のとおり、会計検査院などにおいても、制度運用について課題を検討してきているが、設備資金貸付、設備貸与とともに、その利用状況は低迷を続けており、背景要因として、景気低迷に伴う、設備投資の低迷や、低金利による優位性の喪失などがあげられている。

ただし、こうした要因だけで、ここまで利用が低迷することは考えにくく、金融機関の不良債権に対する監視・管理体制が厳格化された結果、金融面の政策的なインセンティブが低利性から、与信に伴う信用リスクの低減に移ってきたといった見方が必要になると思われる。

こうした観点でみていくと、同制度は、公正証書による契約に加え、保証人の提供などを求め、厳格な保全を見返りに、低利性をインセンティブとして付与するという、信用リスクの存在が十分認識されていなかった高度成長時代のスキームのまま、制度が継続されてきていると言え、今日的にはきわめて有用性の低い制度になってしまっていることを受け止める必要がある。

さらに、一般的な設備投資振興策としての同制度のあり方も、バブル崩壊以降は、政策性がどこまで確保されているのか、きわめて疑問な制度になっていると言える。すなわち、バブル期に積極的な設備投資が行われた結果、さまざまな業種で過剰設備、ひいては不良債権が形成され、こうした問題が日本経済の大きな課題となり、長く日本経済の重しとなってきた。ようやく大企業・中堅企業については、ある程度調整が進んだものの、中小企業に関しては、まだそれほど調整は進展していないとみられ、政策的には、設備投資振興策よりも、設備調整策が求められているとさえ言える。

その点をみるために、粗い試算となるが、法人企業統計を用いて、企業規模別に現状の収益力での借入金の返済可能年数をみてみる。下表がその試算結果となるが、製造業も非製造業も好況のピークの平成19年

度決算を用いた試算にもかかわらず、小規模企業に相当する従業員規模の企業の収益力の低さが際立つてゐることが読み取れよう。

こうした状況のなかで、昭和31年から実質的に継続されている同制度の役割は、自ずと低下しており、政策としての効果は十分上がっているとは言い難い状況にあり、廃止に向けて検討すべき時期に来ていることは論を待たないと考えられる。因みに、今年度の全国の運用計画をみると、設備資金貸付140億円、設備貸与308億円と、前年度実績の2倍程度の規模を予算計上しているが、両制度ともに事業中止しているところが7都県となっているほか、設備資金貸付を中止しているところが愛媛県を含む11県、設備貸与を中止しているところが6県に達している。

これまで検討してきた制度の運用状況を背景として、ここまで事業中止するところが増えてきたと考えられ、上記の方向性が的外れでないことを裏付けているものと考えられる。

企業規模別にみた借入金返済可能年数試算(平成19年度、製造業)

区分	単位	総額	2未満	2～3未満	3～5未満	5～10未満	10～20未満	20～50未満	50～100未満	100～1,000未満	1,000以上
事業者数	千社	404	7	1	148	45	146	35	12	7	2
従業員数	人	25	4	4	5	7	14	43	96	189	1,356
借入返済可能年数	売上高	百万円	572.7	39.7	44.5	62.6	102.5	283.0	903.3	3,031	8,655 112,146
	経常利益	百万円	19.4	0.0	-0.1	0.6	1.3	4.2	21.2	80	265 5,819
	経常利益率	百万円	3.4	0.0	-0.3	1.0	1.3	1.5	2.3	3	3 5
	収益関係税金	百万円	21.6	1.0	1.0	0.6	0.9	3.1	17.6	44	160 2,576
	減価償却費	百万円	36.9	1.2	1.5	1.5	3.0	7.8	28.2	84	275 4,165
	キャッシュフロー(a)	百万円	34.7	0.2	0.4	1.5	3.5	8.9	31.8	120	381 7,408
	社債+長借(b)	百万円	163.5	13.7	17.2	16.8	30.2	83.6	248.3	443	743 13,437
	(b)/(a)	年	4.7	57.8	38.2	11.4	8.7	9.4	7.8	3.7	2.0 1.8
総額	短期借入金	兆円	42.8	0.0	0.0	1.5	0.5	4.8	4.1	4.0	6.3 21.6
	社債+長借	兆円	96.5	0.1	0.0	4.1	2.2	21.5	15.3	8.7	8.2 36.2

企業規模別にみた借入金返済可能年数試算(平成19年度、非製造業)

区分	単位	総額	2未満	2～3未満	3～5未満	5～10未満	10～20未満	20～50未満	50～100未満	100～1,000未満	1,000以上
事業者数	千社	2,355	67	7	1,050	274	711	177	45	21	3
従業員数	人	13	3	3	4	6	11	31	80	194	1,188
借入返済可能年数	売上高	百万円	572.7	39.7	44.5	62.6	102.5	283.0	903.3	3,031	8,655 112,146
	経常利益	百万円	19.4	0.0	-0.1	0.6	1.3	4.2	21.2	80	265 5,819
	経常利益率	百万円	3.4	0.0	-0.3	1.0	1.3	1.5	2.3	3	3 5
	収益関係税金	百万円	5.4	0.3	0.2	0.5	0.7	2.0	8.1	32	96 1,766
	減価償却費	百万円	12.5	0.9	1.0	1.9	2.3	4.0	12.4	53	190 4,745
	キャッシュフロー(a)	百万円	26.5	0.6	0.7	2.0	2.9	6.2	25.5	101	360 8,799
	社債+長借(b)	百万円	98.5	16.2	16.7	20.0	30.1	59.5	166.5	432	807 28,637
	(b)/(a)	年	3.7	25.9	25.6	9.8	10.5	9.6	6.5	4.3	2.2 3.3
総額	短期借入金	兆円	119.5	0.3	0.0	11.0	3.3	19.6	16.9	11.7	17.4 39.3
	社債+長借	兆円	354.9	1.9	0.2	37.4	13.5	74.2	51.3	33.6	27.8 115.1

(資料) 財務省「法人企業統計」をもとに作成。

平成21年度の運用計画（百万円）

ブロック（地域）	設備貸与	資金貸付	設備貸与事業中止機関	資金貸付事業中止機関
北海道・東北	4,326	1,655		山形
関東・甲信越静	6,150	4,380	茨城、群馬、埼玉、東京、長野	埼玉、東京、長野
中部	3,700	4,200	富山、三重	
近畿	9,200	1,200	滋賀、和歌山	福井、滋賀、京都、大阪、和歌山
中国	3,551	1,155	鳥取	鳥取、島根、広島
四国	1,600	500	香川	高知、愛媛
九州	2,300	930	大分、鹿児島	佐賀、大分、熊本、沖縄
総 計	30,827	14,020	13機関	18機関

(資料) 全国中小企業取引振興協会資料をもとに作成。

2. 愛媛県における運用状況

(1) 県の制度設計

①現行制度に至る経緯

愛媛県の設備資金貸付事業、設備貸与事業については、事業別個別意見においても別途検討を行っているが、ここでは、上記制度全体の運用状況との関連において、愛媛県の同制度の運用状況、課題について抽出していく。

県では、平成21年度は、国の制度に基づく事業のうち、設備資金貸付事業を中止し、設備貸与事業のみを実施しているほか、県単独事業として、対象事業者などが異なる、機械類貸与事業を実施している。

設備資金貸付については、①貸付申請がここ数年減少の傾向にあったこと、②民間金融機関からの借入れ余力のある企業の利用が大半であり、中止による影響が小さいと考えられること、③県単融資制度など他の融資制度で代替可能であることなどの理由により、国の承認を得て中止していることである。しかしながら、利用者からみると、最も金利インセンティブの高い制度が休止されたことになり、次項にみるとおり、財団の事業運営を優先させたとの見方もできる経緯となっている。

また、機械類貸与事業は、昭和53年度から開始されているが、対象事業者の従業員要件の緩和などにより、利用拡大を図っているもので、それ以外の利用条件は、設備貸与制度と同様の条件となっている。

②制度概要

設備資金貸付事業は、県からの無利子貸付を原資に、そのまま無利子で貸付けるもので、財団は補助金と委託料を事務経費に充ててきた。また、設備貸与、機械類貸与事業は、県からの無利子貸付及び政府系金融機関などからの有利子借入金を原資に、有利子で割賦販売、リースを行うもので、財団は、基本的には、利子相当分で事務経費を賄ってきた。

一方、設備貸与事業、機械類貸与事業ともに、県の損失補償が付されてきており、財団としては、最終的に信用リスクを負担する必要がないスキームとなっている。この点については、財団が県の事業を代行していること、主体的にリスクを負う基盤を必ずしも有していないことなどからは、やむを得ないと考えられる一方で、財団が適切に業務運営を行っていくことに対するインセンティブが欠如しているという点では、問題のあるスキームと考えられる。因みに、県と財団の損失補償契約上は、管理に関しては善良な管理者の注意義務を課しているが、融資判断の失敗などについては特別の定めはなく、結果的に、財団は原則として責任を負わないことになると読み取れる。

(意見)

こうした設計は、基本的には国のスキームに基づく制度設計とは言え、今日的にみれば、指定管理者の導入などによって、地方公共団体と外郭団体の関係が大きく見直されてきている状況を踏まえたものとなっておらず、必ずしも高い金融ノウハウが蓄積されているとは言えない外郭団体に業務を委ねるやり方としては、問題のある内容となっており、改善が必要と考えられる。

次に、主な貸付条件についてみていく。

設備貸与、機械類貸与とともに、割賦販売方式とリース方式とに分かれ、前者は利用時に設備代金の10%を保証金として差入れる必要があるが、両制度とも、連帯保証人2名以上の提供、必要に応じた不動産担保の差入れ、裁判所の判決などがなくても強制執行手続きに入ることができる公正証書作成などが義務づけられている。

また、制度の中心的なインセンティブとなる金利については、割賦の場合、割賦損料率を、年率基準金利2.5%の後払いとしている。ただし、割賦では、期限近くまで保証金を無利息で預け入れる必要があるため、当該資金を除く金額を実質割賦残高としてみる必要があり、実質残高に対しては、2.9%程度の金利水準になるものと考えられる。こうした金利設定は、政策金融としての低利性を十分に評価できる水準にあるとは言えない上、保証金を10%預けること自体、利用者にとってはハードルが極めて高いと考えられる。

一方、保証金を預け入れる必要のないリース方式では、5年の月額リース料が1.872%、7年の月額リース料が1.394%とされている。これをいわゆる元利均等払いと見做して、平均金利を試算すると、年率4.5～4.8%となり、政策金融としての金利面のインセンティブは見出しにくい状況にある。

(意見)

以上のように、金利面でインセンティブが十分とは言えない上に、民間と比べて煩雑な申し込み手続き(*2)や、前述したとおりの厳格な保全を求められていることなども考え合わせると、小規模事業者の育成に資する制度として、機能する条件がきわめて乏しくなっていると言わざるを得ない状況にあり、むしろ、設備貸与、機械類貸与に関しても、改廃を含む抜本的な見直しを行う必要がある。

(*2) 最近3年間の決算書類、直近月の試算表、債務者及び連帯保証人の固定資産証明書、申込み設備の見積書などの提出を求めている

愛媛県の小規模企業設備資金制度

区分		対象設備	貸与限度額
設備貸与	小規模企業者	経営基盤強化に必要な設備で、導入により付加価値額等が5年間で10%、4年間で8%、3年間で6%以上向上すると見込まれるもの、公害防止設備等	100万円以上 6,000万円以下
	上記以外の中小企業者	経営基盤強化に必要な設備で、導入により付加価値額等が5年間で15%、4年間で12%、3年間で9%以上向上すると見込まれるもの、公害防止設備等	
	創業者 事業開始後 1年未満	事業を行うために必要な設備	50万円以上 3,000万円以下
機械類貸与	事業開始後 1年以上5年未満		100万円以上 6,000万円以下
	中小企業者等	経営基盤強化に必要な設備	100万円以上 6,000万円以下
	創業者 (事業開始後1年未満)		50万円以上 3,000万円以下

(注) 機械類貸与事業における中小企業者は、従業員80人以下（商業・サービス業20人以下）で、その他、特に必要と認められた場合には、従業員100名以下（商業・サービス業50人以下）となっている。

割賦及びリースの主な条件

区分	割賦販売	リース
期間	賦払期間： 7年以内	リース期間： 3～7年
利率	割賦損料率： 年率基準金利2.50%	月額リース率： 2.992% (3年リース) ~1.394% (7年リース)
保証金	設備代金の10%	なし
返済方法	均等半年賦払い	月賦払い
連帯保証人	県内居住で確実な保証能力を持つ者2名以上	
不動産担保	創業者の場合は徵求し、その他企業も必要に応じ徵求	

(資料) 上記2表とともに、えひめ産業振興財団資料をもとに作成。

(2) 財団の収支実態と利用実績

事業の原資は、前述のとおり、国の資金も入った県からの無利子借入、日本政策金融公庫（旧中小企業金融公庫）及び民間金融機関からの有利子借入となっており、設備貸与及び機械類貸与の有利子分の平均残高をもとに資金コストを試算すると、ともに0.9%程度となっており、無利子借入の効果が大きく表れているとみられる。

その一方で、平成20年度決算をみると、信用コストを一切考慮しない、支払利息を除く約40百万円程度の事業費負担を、利ざやでは賄いきれておらず、財団の収支計算をもとに、企業会計ベースに組み替えた実態収支は10百万円程度の赤字となっている。

このうち、リースの平均金利が、設備貸与で6.14%、機械類貸与で9.63%となっているが、財団の会計処理上、リース原価を均等額で計上しているとのことであり、その結果、利払い額も均等額が計上されているために、こうした数字となっている。要すれば、過年度の高金利に計算される残高が大きいために、利ザヤも大きく計上されているということであり、こうした点を考慮すると、実態的には、さらに7～8百万円赤字幅が増加するものと考えられる。

下表のとおり利用実績が近年低迷しており、設備貸与事業ベースで、平成13年度末から7年間で、割賦及びリース資産残高はほぼ半減しており、その結果として、相当程度削減されてきている事業費を吸収できないところまで、収益水準が落ち込んできたと言える。

財団が行う当該事業を、金融事業としてみると、信用コストを一切負担しない段階で（もっとも、財団は最終的に信用コストを負担する必要がないこととされているが）、一般の民間金融機関に比べて、資金コストの優位性を打ち消すほどの高い利ざやを留保し、それでも収支が相償わない規模の運用にとどまっているというのが、足下の運営実態と言える。いまのところ、実質黒字を確保していた時代に利益留保的な形で引き当てられた貸倒引当金を取り崩して繰り回しているが、平成17年度末の190百万円が、平成20年度末には126百万円まで減少しており、実際に支払いが滞っている債権の状況なども考慮すると、看護できない状況にある（平成18年度△45百万円、平成19年度△10百万円、平成20年度△9百万円）。

(意見)

このことは、利用者からみると、金融機関としての規模のメリットを果たしえない財団が事業を担っていることで、本来享受できる低利メリットが損なわれている可能性があるということであり、費用対効果

からみても、今後さらに残高減少が見込まれるなかで、現行スキームで事業継続を図っていくことにはきわめて問題が多いと指摘できる。

したがって、財団の事業運営上も、当該事業の抜本的な見直しが不可欠となっており、早急な対応を検討していく必要がある。

平成 20 年度の金融事業全体の実態収支（千円）

区分	資金貸付	設備貸与		機械類貸与		計			
		割賦販売	リース	割賦販売	リース				
資産	平均残高a	259,815	567,742	312,543	255,199	170,885	85,910	84,975	998,441
	平均残高b	259,815	504,334	249,135	255,199	152,747	67,772	84,975	916,896
	実質金利収入	0	22,910	7,246	15,664	10,106	1,924	8,182	33,016
	平均金利a	0	4.04	2.32	6.14	5.91	2.24	9.63	3.31
	平均金利b	0	4.54	2.91	6.14	6.62	2.84	9.63	3.60
経常収支	補助金収入	864							864
	委託料収入	172							172
	受取利息	515	1,517			387			2,419
	事業収入計	1,551	24,427			10,493			36,471
	人件費	18	16,601			10,190			26,809
	管理費	1,140	8,246			3,116			12,502
	支払利息		5,389			1,453			6,842
	事業費計	1,158	30,236			14,759			46,153
	収支差	393	-5,809			-4,266			-9,682
(参考)利ざや		0	3.09			5.06			2.62

(注)1平均残高bは、割賦販売の残高から保証金残高を控除して、算出している。

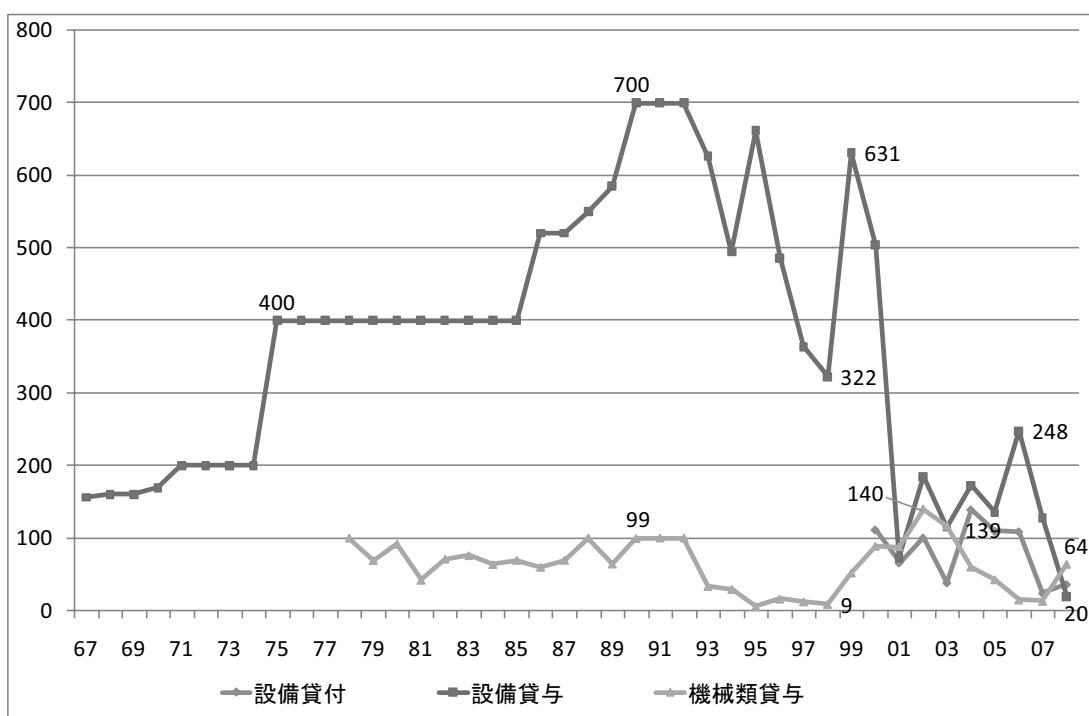
2実質金利収入は、リースについては、受取リース料からリース原価を控除して算出している。

3.平均金利aは、平均残高aを用い、平均金利bは、平均残高bを用いて算出している。

4.事業費には、貸倒引当金や準備金繰入額を含まないほか、元金返済に相当する金額を含まない。

5.利ざやは、実質金利収入から支払利息を控除した金額を平均残高aで割って算出している。

設備貸付・設備貸与事業等の実績(百万円)



(資料) 上記 2 図表とともに、えひめ産業振興財團資料をもとに作成。

(3)財団における事務手続

①決定手続

通常の決定手続は、①相談、②申込、③書類による資格などの審査、④実地調査による与信にかかる審査、⑤これらを総合した設備導入資金等審査委員会による審査を経て、財団により決定されている。

平成20年度の各制度による決定案件をサンプルとして抽出して、管理ファイル、担当者へのヒアリングなどにより、決定手続が適正に行われているかを確認したところ、全件、業務方法書に基づき、適切に処理されていた。なお、相談段階で、制度適用の可否、経営的なアドバイスなどを行ってきていているとのことであり、平成20年度については、申込を受け付けた後に拒絶した案件はないとのことである。

②事後管理

(指摘事項)

契約は公正証書を用いて締結され、支払確認によって、設備導入が適切に行われたかどうかについて確認を行っている。この点についても確認を行ったが、平成20年度案件は全て適切に支払いが行われていた。

その後の事後管理については、各事業年度終了後に提出される貸与設備などにかかる利用状況報告書により、導入設備が適切に使用されているかどうかを確認するとともに、損益状況などについても確認を行っているとのことである。

ただし、当該制度の条件として、設備導入して一定期間経過後に、付加価値額もしくは1人当たり付加価値額の一定比率以上の向上が見込まれることが要件として定められているにもかかわらず、事後管理として、この点についての適切な確認作業が行われていない。県の担当課によれば、事後の確認作業は要件となっていないとのことであるが、制度の趣旨からみて適切に運用されているとは言えず、改善が求められる。

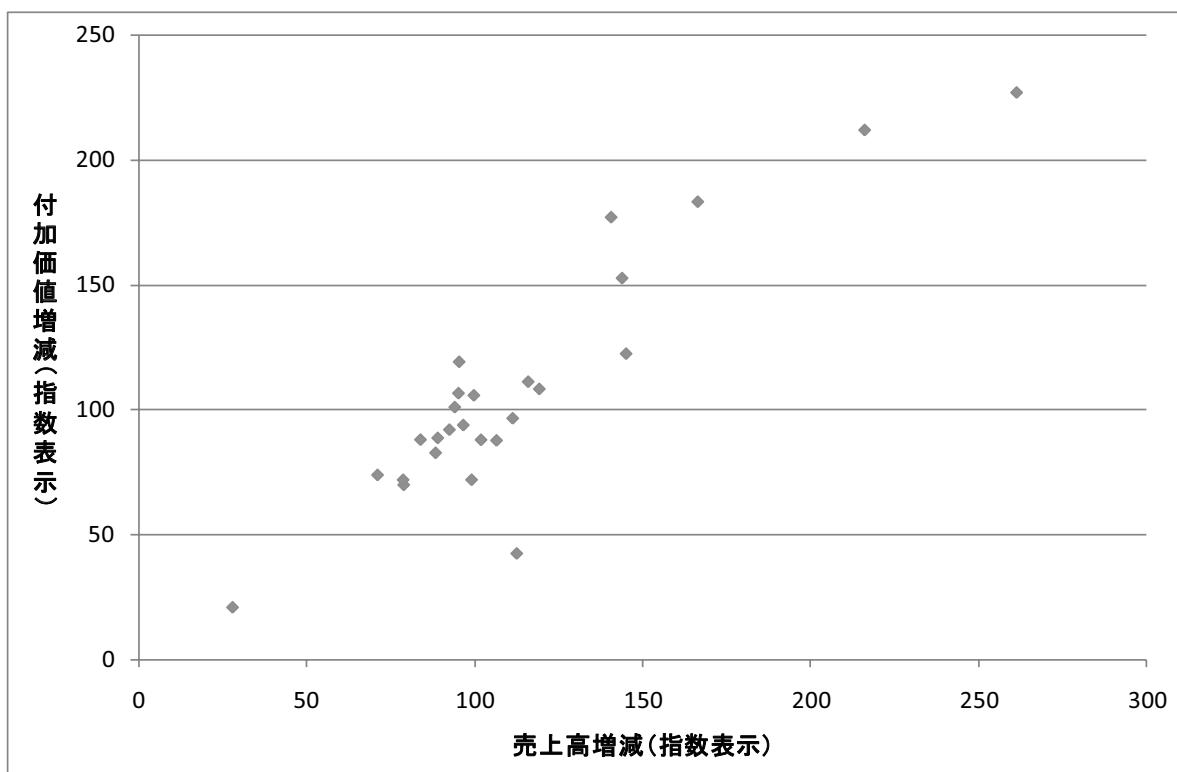
(意見)

因みに、残高のある取引先に対して、財団を通じて最新の決算書の提出を求めたところ、今まで62社（一部個人事業主を含む）のうち、27社のデータが集まり、この点を含め経営状況について検証した。

その結果、決定時に付加価値額がマイナスだった1社を除いた26社中、決定時との比較で、付加価値額が増加したのが12社にとどまっており、大部分の設備導入先で条件達成が未了となっているほか、13社で売上がマイナス、11社で営業損益が赤字となるなど、厳しい業況にあることが明らかになった。

条件未達については、サブプライムローン問題に端を発する世界同時不況の影響が強く表れたものとみられ、やむを得ないものと考えられるが、逆に、こうした状況においては、業況管理を通じたモニタリングがきわめて重要となるため、その意味でも、事後管理のあり方を見直して、より適切な体制をとっていく必要がある。

付加価値額の変化など（指数表示）



(注) 売上高増減、付加価値増減は決定時を100とする指数表示。

【7】貸付事業の債権管理

1. 小規模企業設備資金制度

小規模企業設備資金制度は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき開始された制度であり、各都道府県に設置されている財団法人が貸与機関となり、小規模企業者に代わって、小規模企業が創業及び経営基盤の強化のために必要とする設備を購入し、小規模企業者に設備貸与をする設備貸与事業、設備またはプログラムの設置またはプログラム使用権の取得に充てられる資金の貸付を行う設備資金貸付事業を行うものである。

設備貸与事業等は、貸与機関により行われる事業であり、都道府県による委託事業ではない。

なお、貸与機関は、都道府県から無利子にて小規模企業者等設備導入資金の貸し付けを受け、設備貸与事業等を行っている。

2. 平成18年度決算での貸倒債却の適正性

(1) 概要

財団は、平成18年度末に次の表のとおり設備貸与事業に係る債権の償却を行っている。

(単位：件、千円)

区分	企業数	件数	貸倒 債却額	企業 状況	設備状況	代表者状況	保証人状況
設備貸与	6	7	38,475	倒産	行方不明・売却処分・盜難	行方不明・死亡	行方不明
機械類貸与	2	2	7,754	倒産	行方不明	行方不明	行方不明
計	8	9	46,229				

(2) 未収貸与料債権償却基準

未収貸与料債権償却基準は、平成19年3月に策定された。

その概要は、次のとおりである。

1. 債権者が、
 - ア 債務者が破産宣告、和議開始の決定等法的手続きの開始決定を受けたとき、
 - イ 死亡、失踪、行方不明、刑の執行、解散、事業閉鎖等が判明したとき、
 - ウ 金融機関の取引停止処分を受けたとき、
 - エ 天災事故、経済事情の急変等によりその事業を縮小・休止及び廃止し、事業の好転もしくは再開の見込みがないとき
 - のいずれかに該当し、かつ、債務者及び連帯保証人のいずれについても未収貸与料債権の回収が不能または極めて困難であると認められる場合、
 2. 債務者及び連帯保証人からの最近3ヵ年内における回収金がなく、また未収貸与料債権残高に比して回収金が極めて少額で、完済が約定の最終償還期日または書面契約・リース契約の契約解除日から5年以上にわたると認められる場合
- のいずれにも該当した場合に限り、未収貸与料債権の償却を行うことができるとするものである。

(意見)

債権の償却を行った企業について、償却の実行状況を確認したところ、企業代表者などについて、住民票による確認等は行われておらず、未収貸与料債権償却基準該当性の調査が不十分であった。

(3) 未収貸与料債権管理規程

財団は未収貸与料債権管理業務の取扱について未収貸与料債権管理規程(以下「本規程」という。)を設けている。

ア 未収貸与料債権管理台帳

本規程においては、未収貸与料債権が発生したときは、すみやかに未収貸与料債権管理台帳を作成し、一般貸与料債権とは別に管理するものとされている。

未収貸与料債権管理台帳を確認したところ、適正に作成されていることを確認した。

イ 未収貸与料の債権管理体制

本規程においては、未収貸与料債権の管理にあたっては、債務者及び連帯保証人と常時接触を保ち、その実情に応じた管理方針を定め、債権の保全に遺漏のないように務め、次の措置を講ずるものとするとされている。

- ① 債務者に対して、面談、電話または催告状で返済を促す。
- ② 前号の催告にもかかわらず、何らの進展もみられないときは、債務者に対して、催告状を配達証明付き内容証明郵便で送付する。
- ③ 連帯保証人に対し、催告状を送付するとともに、未収貸与料債権発生状況及び保証債務履行義務の記載された書面を送付する。
- ④ 前各号の措置にもかかわらず何らの進展もみられないときは、設備賃貸販売契約第23条及び設備リース契約第21条の規定に基づく措置(契約解除)をとるものとする。

ウ 法的措置

また、本規程においては、債務者及び連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、裁判所に対して所要の法的手続きの申立てを行うものとするとされている。

- ① 債務者及び連帯保証人に、未収貸与料債権の支払いについて誠意が見られないとき。
- ② その他設備賃貸販売契約及び設備リース契約に違反し、話し合いで解決困難と認められるとき。

エ 遅延損害金等

違約金は、未収貸与料に係る約定支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じて、その延滞した額につき10.75%の割合で計算した額とするとされている。

設備賃貸販売契約及び設備リース契約を解除した場合に、債務者及び連帯保証人が損害賠償金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまでその遅滞した額につき、年利率10.75%の割合で計算した遅延損害金を徴するものとする。ただし、やむをえない理由があると認められる場合は、その全部または一部を免除することができるとされている。

また、受け入れた未収貸与料の債権充当順位は、①元本、②利息、③違約金とするとされており、民法上の充当原則と異なっている。

(4) 債却済債却済未収貸与料債権の管理状況の検討

償却された平成18年度末未収貸与料債権の延滞理由及び状況等を未収貸与料債権管理台帳に基づき確認したところ、財団は、延滞が生じた後も、面談、内容証明郵便の送付などにより代表者ないし連帯保証人に支払いを求めるのみであった。

その結果、①貸与先企業はいずれも倒産、②設備の状況は行方不明、売却処分、盗難、③代表者は行方不

明また死亡、④連帯保証人はいずれも行方不明という状況を招いている。

このため、18年度末の段階では、もはや法的措置をとることによる回収可能性はほぼなくなっていた。

以下、個別に検討する。

A社

昭和52年7月に支払われるべき貸与料が償還されたのは、昭和55年に至ってからであり、平成8年に至るまで内容証明郵便も送付されていなかった。貸与企業等は、昭和63年10月から毎月1万円の支払を主張するのみで、月1万円の支払では元本だけで60年以上かかる状態にあった。

B社

昭和57年1月に償還されるべき貸与料が償還されたのは昭和61年7月に至ってからであり、内容証明は昭和60年2月に至ってやっと送付されていた。

C社

平成7年1月に遅延が生じていたにもかかわらず、内容証明郵便が送付されたのは平成16年3月である上、事業は平成15年5月に廃業していた。

D社

平成9年9月に償還されるべき貸与料が償還されたのは、平成11年3月に至ってからであった。なお、内容証明郵便は平成9年10月に送付されており、平成10年2月には、財団は、契約を解除している。

E社

平成11年3月に機械設備リース契約を解除しながら、何らの法的措置をとらなかつた。その結果、平成12年6月に、E社、連帯保証人が破産し、代表者不動産が売却されていることを知った。

F社

平成15年3月に償還されるべき貸与料が償還されないままであり、内容証明郵便は平成15年6月に送付されていたが、債務者及び連帯保証人からは、代表者が猶予を求めるのみで、支払いについて誠意が見られなかつたにもかかわらず、法的手続きを申立てを行っていない。その結果、平成16年1月には代表者が行方不明となつた。

G社

平成10年1月に償還されるべき貸与料が平成12年3月に至っても償還されず、内容証明郵便は平成12年1月に送付され、その際やっと連帯保証人との面談を行つた。

H社

平成10年7月に償還されるべき貸与料が平成14年3月に至っても償還されず、催告に対し、進展が見られていなかつたにもかかわらず、内容証明郵便は平成12年9月にやっと送付されていた。

(指摘事項)

財団は、未収貸与料債権管理規程に基づき、債務者及び連帯保証人と常時接触を保ち、より早期に内容証明郵便を送付し、履行期限を延長することが実情に応じた管理といえるか等を検討し、少なくとも貸与

料の支払いに半年の遅滞が生じた段階で法的措置をとるべきであった。

これらの措置をとることなく、支払いの請求等をするにとどめ、最終的に貸倒償却せざるを得なかつたことは、財団に債権管理能力が欠けていたことを意味するものであり、内部管理体制を確立せずにリスクの高い貸付事業を実施したことは適正とはいえない。

(意見)

県は財団に対し、無利子にて小規模企業者等設備導入資金の貸し付けを行っているにもかかわらず、財団の債権の償却にあたっては、十分な関与を行っておらず、また、そのための規定等の整備がなされていないことも問題であるので、規定等の整備を行うべきである。

3. 平成 19 年度以降の未収の適正性

(1) 未収入金とその回収状況

平成 21 年 9 月末日現在の未収害賄設備償還金、未収害賄損料、未収損害賠償金、未収リース料、未収規定損害金、未収規定損害金 B、未収害賄設備償還金(県単)、未収害賄損料(県単)、未収規定損害金(県単)、未収設備資金償還金の平成 21 年 9 月末未収残額合計は 266,476 千円にも上っている。

これらの未収入金の回収状況は、次の表のとおりである。

なお、この表には含まれないが、平成 18 年度に貸倒償却したもの、8 企業(9 件) 46,229 千円(機械類信用保険収入(50%等)控除後)がある。

次表においても、平成 14 年度末までの貸付契約については、機械類信用保険(貸倒額の 50%)が附保される。

未収償還金一覧表

(単位：千円)

科目	貸与年度	最終返済年月	当初貸付額	平成21年3月末未収残額	平成21年4月～9月末回収額	平成21年9月末未収残額	今後回収可能額	回収不能見込額
未収割賦 設備償還 金・未収 害賦損料	5	H12. 5	59,431	19,523	1,020	18,503	18,503	0
	10	H15. 2	8,927	8,664	0	8,664	0	8,664
	11	H18. 4	25,445	10,247	990	9,257	9,257	0
	11	H18. 3	43,983	23,455	0	23,455	0	23,455
	15	H23. 1	29,083	4,343	2,186	2,158	2,158	0
	16	H24. 3	63,957	24,914	0	24,914	24,914	0
	19	H24. 9	30,466	3,465	3,465	0	0	0
未収損害 賠償金	5	H10. 8	25,726	20,185	78	20,107	0	20,107
	11	H18. 9	58,993	44,777	40	44,737	0	44,737
	12	H19. 9	18,543	12,149	60	12,089	0	12,089
	12	H24. 10	15,783	9,579	42	9,537	0	9,537
未収リース料	5	H12. 9	11,726	1,005	230	775	775	0
	7	H14. 7	62,723	15,287	330	14,957	7,478	7,478
	10	H17. 3	68,112	16,860	1,297	15,563	11,291	4,272
	12	H19. 12	11,315	3,098	0	3,098	0	3,098
	13	H20. 10	2,596	927	0	927	0	927
未収規定 損害金	10	H18. 2	28,678	12,618	0	12,618	0	12,618
	11	H18. 8	33,037	17,623	0	17,623	0	17,623
未収規定 損害金B	11	H17. 1	31,602	17,816	0	17,816	0	17,816
	11	H16. 9	1,608	482	0	482	0	482
割賦(県 単)	61	H3. 6	6,766	1,303	70	1,233	1,233	0
損害金(県 単)	12	H17. 7	16,122	7,757	0	7,757	0	7,757
資金	14	H21. 8	5,020	567	360	207	207	0
合計			659,641	276,643	10,168	266,476	75,816	190,660

(2)未収入金の回収可能性の検討

I社

平成 21 年 7 月の時点で本人資産がなく、連帯保証人が行方不明となっており、法的措置による回収可能性は低い。

平成 11 年 8 月に償還されるべき貸与料が平成 13 年 2 月に至っても償還されず、代表者は少額の支払いを不定期にするほかは、猶予を求めるのみであったのであるから、各支払期日から半年の遅滞が生じた時点で、全額について法的措置をとるべきであった。

J社

平成 15 年 3 月に遅延が生じたものの、平成 15 年 3 月より支払を請求するのみであり、結果として平成 16 年 9 月に民事再生法の申請がなされるに至っている。

早期の内容証明郵便送付、本人資産等の状況調査及び法的措置の検討と実行が必要であったと考える。

K社

平成 19 年 3 月に遅延が生じ、履行期限の延期にあたり、遅延理由と今後の支払計画を要請し、銀行借入の明細書、経営資料の送付を求めているものの、本人資産等の状況が検討された形跡がみられない。

結果的に設備貸与のいずれも平成 20 年度には償還がなされていないので、この時点で法的措置を検討すべきであった。

L社

平成 6 年に企業が倒産し、代表者が行方不明に至り、平成 21 年 4 月時点で連帯保証人との間で覚書が作成されている。

しかしながら、連帯保証人の償還合計が毎年 156 千円では元本の償還だけで 129 年かかるので、連帯保証人の資産等を考慮して、毎年の償還額をより多くするかまたは当初からの法的措置を検討すべきであった。

M社

平成 13 年 9 月より延滞が生じていたにもかかわらず、支払を請求するのみであった。

平成 16 年 3 月に、機械を処分しての支払を求めたものの、平成 20 年 11 月時点で M 社の不動産が競売されたこと、連帯保証人が平成 18 年、平成 19 年にそれぞれ死亡したことを知るに至っている。

延滞が生じた時点での本人資産の状況の確認、連帯保証人への請求等の法的措置の検討が必要であった。

N社

平成 14 年 9 月より延滞が生じていたが、平成 15 年 8 月に N 社の不動産が競売中になったこと、平成 20 年に代表者の所在不明を知るに至っている。

延滞が生じた時点で、本人資産の状況の確認、連帯保証人への請求等の法的措置の検討をすべきであった。

なお、毎年の償還は 120 千円なので、償還に 100 年かかることになるので、連帯保証人の資産等を考慮して毎年の償還額をより多くするかまたは当初からの法的措置を検討すべきであった。

O社

平成 14 年 10 月より延滞が生じているものの、平成 15 年 3 月に破産申立がなされるに至っており、その後会社及び連帯保証人に内容証明郵便が送付されている。

より早期に内容証明郵便の送付及び本人資産等の状況の確認をすべきであった。

また、延滞が生じた時点での連帯保証人の状況は、未収貸与料債権管理台帳からは明らかでなく不適切である。

毎年の償還が 84 千円なので償還完了までに 114 年かかることになるため、連帯保証人の資産等を考慮して毎年の償還額をより多くするかまたは当初からの法的措置を検討すべきであった。

P 社

平成 10 年 9 月より延滞が生じているものの、財団は少しでも払ってほしいなどと指示しているだけで、会社資産等の状況の確認、支払計画の作成等がその時点で行われていない。

また、平成 20 年 11 月に毎月返済の覚書を交わしたが、その後 330 千円を返済したのみであり、約定どおりの返済できていないため、法的措置を検討すべきである。

Q 社

平成 17 年 9 月に事業廃止したことを平成 20 年に知り、その時点で代表者資産は金融機関の所有となっていた。

しかし、平成 19 年 2 月の段階で土地・建物を売却しての支払が検討されており、その時点での法的措置を検討すべきであった。

また、平成 19 年度から償還がなされておらず、連帯保証人はいずれも行方不明となっている。

R 社

平成 14 年の延滞に対し、支払ってほしいと指示したのみである。

内容証明郵便は平成 16 年 6 月に送付され、平成 20 年 2 月に企業の破産手続が開始されているが、より早期に内容証明を送付し、本人資産の状況等の確認をすべきであった。

なお、平成 18 年度から少額の償還しかなされておらず、連帯保証人である代表者は平成 19 年 8 月に死亡し、他の連帯保証人 2 名は平成 20 年 10 月に自己破産を申立て中となった。

S 社

平成 14 年 2 月にリース料の遅延が発生したものの、内容証明郵便が送付されたのは平成 14 年 7 月である。

そして、S 社は、平成 14 年 7 月に債権者集会が行われ、連帯保証人である旧代表者は平成 15 年 2 月以降に自己破産している。

T 社

平成 15 年 4 月にリース料の遅延が発生し、同社の責めに帰さない瑕疵のため契約解除する旨の内容証明郵便を送付され、平成 15 年 5 月に内容証明郵便により損害賠償金を請求している。

話し合いで解決困難と考えられ、法的手続きを検討及び実行すべきであった。

U 社

平成 14 年 11 月にリース料の遅延が発生している。

平成 16 年 3 月に倒産しており、平成 21 年 3 月まで代表者から少額の返済がなされていたものの、連帯保証人はいずれも行方不明となっており、連帯保証人と常時接触を保っていたとは言い難い。

(指摘事項)

ほぼ全ての企業について、未収貸与料債権の管理にあたり、債務者及び連帯保証人と常時接触を保っていたとは言い難く、本規程に違反している。

ほぼ全ての企業について、遅延が生じた場合、少額であってもかまわない、毎月支払ってほしい、できるだけ多く支払ってほしいなどとして支払を求め、企業及び連帯保証人の資産状況等を確認しておらず、実情に応じた管理方針を定めたとはいえず、本規程に違反している。

さらに、単に支払の延期を求めるのみであるなど、支払について誠意がみられないケース、話合いでの解決が困難なケースにおいても、法的手続の申立を行っておらず、本規程に違反している。

4. 設備貸与事業等円滑化準備資金補助金

(1) 概要

円滑化準備資金補助金は、中小企業総合事業団(当時)が実施していた機械類信用保険制度が廃止されたことにより、設備貸与利用者の負担が増加することを抑制するため、国の補助事業(補助率 1/2)等により実施したものである。

(2) 愛媛県小規模企業者等設備貸与事業等円滑化準備資金補助金

上記補助金の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

区分	15年度	16年度	17年度	累計
設備貸与事業	27,155	17,126	12,755	57,036
機械類貸与事業	7,759	4,894	3,645	16,298
計	34,914	22,020	16,400	73,334

(3) 愛媛県小規模企業者等設備貸与事業等円滑化準備資金補助金の検討

ア 本件補助金の趣旨

小規模企業者等設備貸与事業等円滑化準備資金補助金は、貸与事業等利用者の費用負担を軽減するとともに、貸与事業等を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模企業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。補助金の交付の対象となる資金は、小規模企業者等設備貸与事業及び中小企業機械類貸与事業に関して、各事業毎に積み立てる円滑な実施を図るための貸倒に備えた資金であって、知事が必要かつ適当と認めたものとされ、平成15年度から平成17年度の補助金は貸倒引当金に全額含まれることとなった。

イ 補助金の公益性

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる(地方自治法第232条の2)。そして、公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議長であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。公益上必要がある場合に当たるか否かは、当該地方公共団体が置かれている社会的、経済的状況を前提として、補助金の交付を受ける相手方と当該地方公共団体との関係、補助金の交付が当該地方公共団体ないしその住民にもたらす利益、効果、その程度、交付される補助金の額がそれに見合うだけの利益をもたらすものかなど諸般の事情を総合的に勘案して決せられる。

また、補助事業者等は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令、条例または規則(以下「法令等」という。)の定め及び補助金等の交付の目

的または間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等または間接補助事業等を行わなければならないことになっている。

ウ 本件補助金の現状

なお、小規模企業者等設備貸与事業等円滑化準備資金補助金は、平成18年度以降休止されている。

(指摘事項)

小規模企業者等設備貸与事業等円滑化補助金については、これが貸倒債却に充てられることによって、住民に利益がもたらされるとは言い難い。

そもそも、未収貸与料債権は、これを適切に管理し、必要に応じて法的措置を検討・実行していれば、回収できた部分も多いと考えられる。

さらに、やむを得ず生じた未収貸与料債権についても、これを償却することにより特段の不利益が生じたとは考えられない。

以上より、客観的に公益上の必要性があったとは言い難い。

また、未収貸与料債権を適切に管理することなく、補助金をもって償却することが、利用者の費用負担軽減、貸与事業等の促進という目的に従うものとは言い難い。

未収分が生じた場合には、本人の資産状況等を十分に考慮し、必要に応じて、法的措置を検討・実行し、やむを得ず生じた未収貸与料債権については、償却すべきであったと考えられる。

5. 償却による責任

設備貸与事業等は、貸与機関が行う事業であり、対価の支払いが滞った場合の期限前償還の請求や違約金の請求を行うのは貸与機関とされている。

そして、債権償却等が違法になるのは、未収貸与料債権管理規程に反して回収を怠ったため、本来は回収できてもかかわらず回収不能になった場合であると考えられる。

その責任は第一次的には財団理事長にあると考えられる（民法第644条）。

また、旧公益法人の業務は主務官庁の監督に属し、知事はその所管に属する公益法人の業務を監督する（知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第10条）。そして、都道府県は、小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行うに当たっては、毎年度小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する事業計画を作成しなければならず（小規模企業者等設備導入資金助成法第12条第1項）、貸与機関が作成する事業計画・收支予算は都道府県知事が承認する（同法施行規則第1条第6号）。

さらに、県からは重要な職位にある2名の職員が財団の役員、即ち常勤の常務理事（県・経済労働部附）及び評議員1名（県・経済労働部産業創出課長）として就任している。

このため、県知事が財団の債権回収状況の監査を怠った責任を負うべき場合もあると考えられる。

(意見)

財団の債権回収については、前述のとおり、より早く内容証明郵便を出すべきであったとか、より早く法的措置をとるべきであったということはいえるが、それを怠ったため財団に損害が具体的かつ確定的に生じたとまでは資料上断定することはできなかった。

6. 今後の回収スキーム

(意見)

(1) 設備貸与等の債権台帳において、遅延が出た場合はすみやかに催告、内容証明郵便の送付を行うといったルールを作成すべきである。

そして、その際は、貸与先企業の安易な引延ばし等を防止するため、財団の職員ではなく、弁護士に依頼すべきである。

(2) 企業と連帯保証人の資産等を十分に調査、検討して、履行期限の延期を慎重に検討し、少なくとも半年以上支払いが滞った場合には、原則として法的措置を取るべきである。

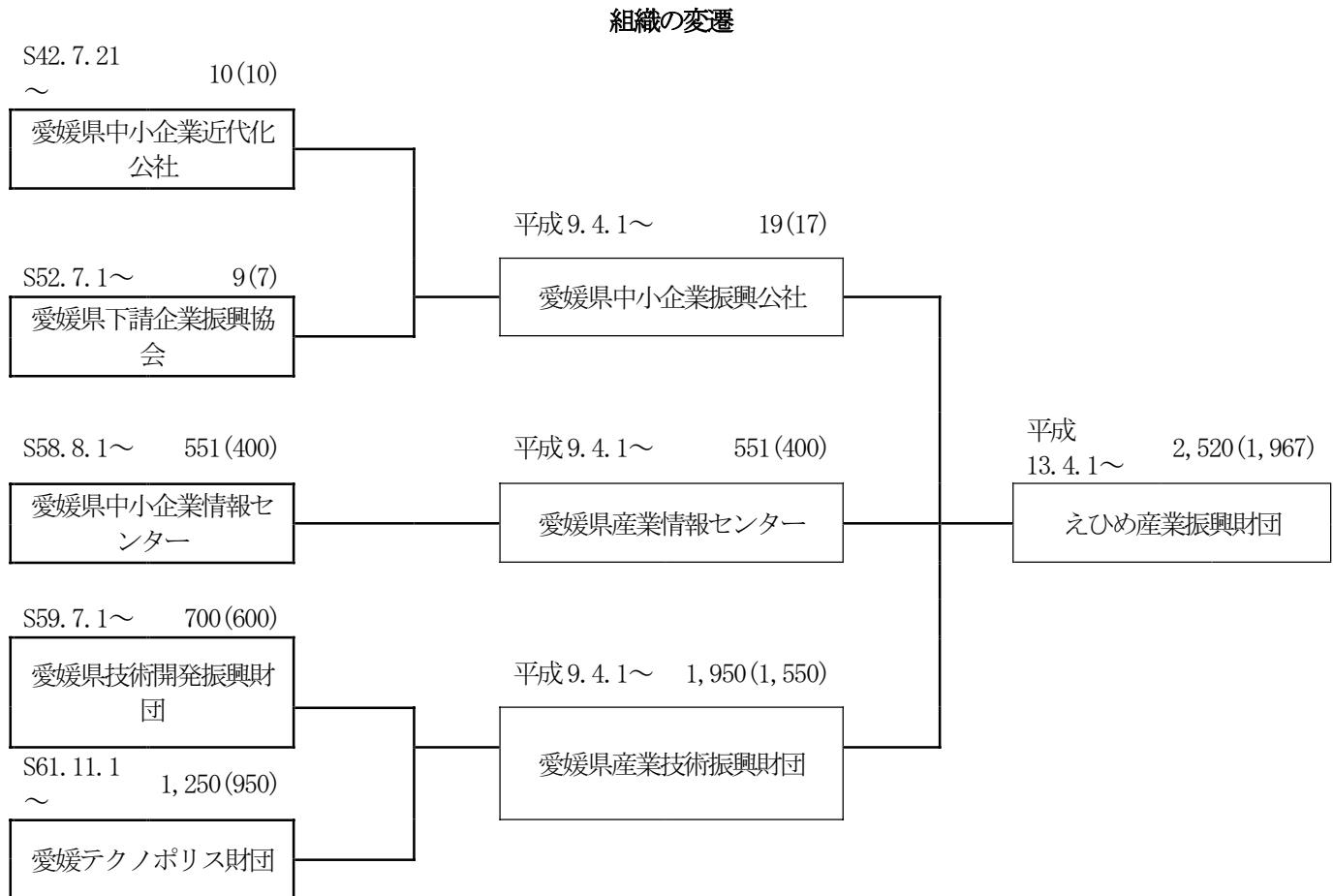
(3) 償還期限の延長、毎月一定額の償還を内容とする和解的解決、法的措置の検討に当たっては、原則として弁護士の指導を受けるようにすべきである。

(4) 償還不能の債権については、速やかに未収貸与料債権償却基準に基づき積極的に償却を行うべきである。

少なくとも、未収償還金一覧表に回収不能見込額の記載のある企業について、代表者及び連帯保証人の住民票等を取得してその所在を確認し、また、その資産状況を確認した上で、法的措置ないし償却を検討すべきである。

【8】統廃合手続きの妥当性

1. 財団の沿革と統廃合



(注) 左肩の数字は設立日、右肩の数字は基本財産を示し、()内は県出捐額(百万円)である。

平成9年及び平成13年の2度にわたる統合により現在の財団法人となっている。

平成13年統廃合の処理に関する次の資料を請求し、解散手続き書類をレビューした。

- ・統廃合に当たり、主務官庁である県に提出された協議、承認申請等一連の関係書類

- ・解散法人の最終決算書、清算報告書及び新設あるいは寄附を受けた法人の初年度の決算書類

2. 財団統合の目的・効果

(1) 目的

国においても、中小企業支援法(12年5月9日施行)に伴い、中小企業者等の利便性向上や事業の効率的運営のため、中小企業支援施策の実施主体を都道府県支援センターに一元化することとしたため、平成12年5月11日に愛媛県中小企業支援センターとして指定した(財)愛媛県産業技術振興財団を母体として他の2財団を統合する必要がある。

(2) 統合の効果

県は次の5つの効果を挙げている。

①窓口のワンストップ化

②都道府県支援センターの指定法人を指定する国の事業推進

③研究機関との連携

(財)愛媛県産業技術振興財団の研究部門については、产学研連携による新産業創出のための研究支援、県内中小企業の情報化支援、技術開発支援等で、統合的に研究機能を発揮できる。

④庶務及び施設管理事務の一元化

具体的には臨時職員2名の削減による人件費節約(4百万円)があった。

県OB、県派遣職員、プロパー職員は現状維持で統合による合理化は見られなかった。

⑤プロパー職員の効果的人事による活性化

(常勤役職員の新旧比較表)

(単位:人)

区分	OB			県出向		プロ パー	銀行 出向	NTT 出向	計	臨職
	部長 級	次長 級	課長 級	事務 職	研究 職					
新規財団	2	1	1	3	3	13	4	2	29	4
旧財団	2	1	1	3	3	13	4	2	29	6
産業技術振興財団	1		1	2	3	2	2	1	12	2
中小企業振興公社		1				8			9	2
産業情報センター	1			1		3	2	1	8	2

(意見)

3つの財団が一つになって、庶務・経務の事務が一元化されたことによる事務合理化効果は認められるものの、施設管理は統合前から外注委託であり、業務の合理化効果は認められない。

統合による組織変更があったに過ぎず、プロパー職員の課長・係長等の昇任もなく活性化されたとは言い難い。また、3法人が統合したにも関わらず、人数合理化はほとんどみられない。

統合により事業が整理されて効率化されたのであればよいが、財団の名称が1つになってわかりやすくなったりものの、事業内容をみると県行政(経済労働部)の職員が派遣されて事務事業として執行しているとみられる事業が多くあり、課が増設されて縦割り組織が維持されている。

(3) 県の出捐額と出捐割合

現在の基本財産は①2,519百万円である。

法的存続法人である(財)愛媛テクノポリス財団への県の出捐額は②950百万円、統合前の5つの財団に対する県出捐金の合計額は③1,967百万円である。

(意見)

県は財団への出資割合を 37.7% (四〇/一〇) と県報で公表しているが、県は 5 財団に対して 1,967 百万円拠出しているので基本財産に占める県の拠出額割合は 78% (四〇/一〇) であり、出捐割合の高さからも県の関与が高く重要な運営責任があると言える。

残り 12% は地元金融機関等による出捐であり、事業の密接な関係から出捐に協力したものと考えられる。

【9】基本財産と特定資産について

1. 基本財産及び基金に係る寄附行為の規定

寄附行為によれば、財産について次のように規定されている。

『第7条 資産は、基本財産、基金及び運用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

基本財産とすることを指定して寄附された財産

理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基金は、債務保証基金、技術振興基金及び地域産業活性化基金の3種とし、それぞれ次に掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録中その基金の部に記載された財産

その基金とすることを指定して寄附された財産

理事会でその基金に繰り入れることを議決した財産

4 運営財産は、基本財産及び基金以外の財産とする。

(基本財産等の処分の制限)

第8条 基本財産、技術振興基金及び地域産業活性化基金は、これらを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の3分の2以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の承認を得て、これらを処分し、又は担保に供することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、基本財産のうち、その処分につき、これと異なる特別の定めがあるものについては、当該特別の定めによるほか、愛媛県知事の承認を得なければこれを処分し、又は担保に供してはならない。

3 債務保証基金については、第5条の業務方法書で定める場合のほか、これを処分し、又は担保に供してはならない。』

(意見)

基金の種類を寄附行為で特定しているが、貸借対照表を見ると第7条第3項の3種類以外の基金も多く存在する。寄附行為違反である。

しかしながら、基金は用途が特定された積立金であり公益法人会計基準では「特定資産」として計上すべきものである。特定目的の基金すなわち特定資産は経営の必要に伴って保持すべきものであり、理事会で意思決定が可能であり寄附行為で定めなくてもよい。定めるから規定外の基金を持つと寄附行為違反となるのである。

ついでに言えば、基金に関する業務方法書を寄附行為で規定(第5条)しているが、これも経営上の内部管理事項であり、理事会で決める事柄である。類似団体の寄附行為をいくつか参照したが、特定の業務方法書の改廃を寄附行為で定めている財団はまれであった。

寄附行為では、財産の種類を基本財産、基金及び運用財産と3区分で規定しているが、他の財団では基本財産と運用財産の2区分のところも多い。先に述べたように、基金は経営管理上の取り扱いであり、寄附行為で定める必要はない。基金の運用は当然に寄附者の方針又は計画に従うべきである。

2. 基本財産と特定資産の問題

問題点を先に記すと、

基本財産と特定資産である基金とを混同していると思われる。

使途が特定されている基金すなわち特定資産を基本財産に含めている。

統割り組織による事業運営の弊害と寄附行為の読み違いがこの問題に表れている。

(1) 貸借対照表に計上されている基本財産と特定資産の明細

平成21年3月31日現在

(単位：百万円)

事業部	総務企画部		産業振興部					中小企業振興部			合計	
	担当課	総務企画部共通	企画情報課	産業振興部共通	新事業支援課	産業振興課	産学官連携推進課	中小企業支援課				
会計番号	1	13	2	4	8	6	5	7	3	10	11	
勘定科目	一般会計(総務企画部)	情報化基盤整備促進事業	一般会計(産業振興部)	債務保証事業	研究開発型企業等支援	地域中小企業応援ファンド事業	技術振興事業	地域技術起業化推進	一般会計(中小企業振興)	設備貸与事業	機械類貸与事業	
基本財産	251	300	750	100			450	650	9	10		2,520
基本財産預金	0		40						0	0		40
基本財産引当有価証券	251		710						9	10		980
債務保証基金				100								100
技術振興基金							450					450
地域産業活性化基金								650				650
情報化基盤整備基金		300										300
特定資産	40	20	5	0	282	10,000	1	1	15	6	3	10,373
地域中小企業応援ファンド事業基金						9,998						9,998
研究開発型投資支援事業基金					212							212
退職給付引当預金	33	13	4						15	4	2	71
共済年金積立金	1	1	0						0	2	1	5
預託金					70							70
経営安定資金積立預金	6	6										12
その他	0	0	1	0		2	1	1	0	0		5

(2) 基本財産及び特定資産の意味

基本財産はその果実を法人の運転資金とする性質を有し、使途が特定されていないのに対し、特定資産は特定の事業目的に使用される基金である。

基本財産は過去には基本金と称して原則として取り崩しができない基金であり、特別の事由により県知事の許可がなければ取り崩しができないのに対し、特定資産は事業目的が終了又は事業縮小により理事会の議決により取り崩しが可能である。

財団の統合効果は財団法人の数を減少させただけであり、県の課・係別に縦割り行政の形を反映させて、統合前の財団の事業及び財産を特別会計としてそのまま引き継いでいる。

統合当時の公益法人会計基準では、基本財産と特定資産との区別がなされていなかつたためため、基本財産と基金との区別が曖昧なまま全て基本財産として処理されたものと考えられる。

統合前の財団では基本金であっても、統合後は使途の特定された基金は特定資産である。特定目的の基金がその使命を終えたならば、その時に基本財産とするか運用財産とするかを決めて資金を有効活用するのが筋である。

例えば、債務保証基金1億円は、すでに債務保証事業を中止しているのであるから、その時点で資金の使用目的を決めるべきである。債務保証基金業務方法書も理事会に諮って改訂または廃止すべきである。寄附行為の変更が必要かもしれない。縦割り組織の弊害で、法人全体の資金であることの認識がないため、誰も手をつけようとしなかつたのである。理事長、専務理事、常務理事を中心とする経営トップのガバナンス意識の欠如が表れている。

財団統合時に特定目的に使用する基金を基本財産に含めてしまい、その後の決算を確定したために基本財産の処分制限(寄附行為第8条)に引っかかってしまったものである。会計処理は経営判断の結果でもあり、安易に処理するとその後の実務に影響を及ぼす。

(意見)

1. 「公益法人会計基準」(平成16年改正以後)では固定資産の部は基本財産、特定資産、その他の固定資産に分類され、特定目的に使用する基金は「特定資産」として計上すべきものとされている。特定資産には使途を特定された寄附金(出捐金を含む)及び財団が運用資産から振り替えた基金がある。多くの基金は財団統合時に使途を特定した寄附金として受け入れたものであり、特定資産として会計処理すべきものと考えられる。

技術振興基金450百万円、地域産業活性化基金650百万円、情報化基盤整備基金300百万円は使途が特定されている基金であるため特定資産であり、基本財産から振り替えるべきである。その後、事業の縮小や中止となれば資金の使途を検討して資金を有効活用すべきことになる。ただし、基本財産として決算承認済みであるため、基本財産を取り崩して特定資産とするためには理事会、評議員会の決議と基本財産を取り崩すことについて県知事の承認が必要である。

2. 特定資産に計上されている「経営安定資金積立預金」12百万円は使途が抽象的で具体的な使用目的が明らかにされておらず、業務方法書もない。

使途が明確でない科目は「特定資産」に計上できない。「その他の固定資産」であり遊休財産の計算に含まれる。

使途を特定できるのであれば、積立方針及び使用方法(目的使用)を明らかにして目的を示す科目で計上しなければならない。特定資産の科目は経営方針を具現化するものであり、単に事務処理だけで科目振り替えできるものではなく、業務方法書又は取扱要領を定めて理事会の決議が必要である。

(問題点のまとめ)

- ①特定資産とすべきものが基本財産となっている。
 - ②基金の運用が財団の経営判断ではなく、特別会計を管理する担当課に任せられている。
 - ③債務保証基金など事業縮小で必要性がなくなった基金が有効活用されずに放置されている。
 - ④基金の運用を考え、理事会に提案する経営者がいない。
- いずれも、県の担当責任者にも財団の管理責任者にも経営のガバナンスが機能しておらず、資金の有効性に問題がある。

3. 基本財産の効率運用

県の出資法人改革プランでは、次のように記している。

(2) 経営基盤の充実・強化

② 収支構造の改善

基本財産の効率的な運用や賛助会費の徴収など、収入増加に向けたあらゆる取組を行う。また、業務の抜本的見直しや事務費削減など、徹底した経費の削減を図る。

財団法人は基本財産の果実(運用益)で事業経営を行うよう期待されて設立されている。したがって基本財産の運用益(これが運転資金となる)を最大にする努力は財団経営上最も重視される。運転資金さえあれば、自治体の財政支出に頼らなくても十分な公益事業を展開することができる。

資産運用に関する考え方の多くに共通しているのは、「元本割れリスクの回避」である。今後10年乃至20年という単位で事業活動を永続させることを目標としている場合は、運用元本の確保を過度に強調し、これにこだわるあまり運用益をないがしろにすることには、大きな問題があると考える。

財団法人は基本財産の運用益で経常的経費を賄い事業を継続するよう制度化されているのであり、法人の存続にかかる長期的な財源を基本財産(出捐金)の運用益に求めていると考えるのが本筋と思われる。

リスクに配慮し必要かつ安定的な運用益を得ることが財団経営者に求められる課題である。

財団の自立的運営のために必要な額は事業内容により異なるが、現状から判断すると、人件費、法人管理経費など固定費に相当する経費は基本財産の運用益からねん出すべきである。

4. 基本財産及び特定資産の運用益

(単位：百万円)

科目内訳	H13末	H14末	H15末	H16末	H17末	H18末	H19末	H20末
基本財産合計①	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	2,519	2,519
基本財産引当資産	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,019	1,019	1,019
債務保証基金引当資産	100	100	100	100	100	100	100	100
技術振興基金引当資産	450	450	450	450	450	450	450	450
地域産業活性化基金引当資産	650	650	650	650	650	650	650	650
基盤整備基金引当資産	300	300	300	300	300	300	300	300
基本財産運用益③	4	29	29	29	29	29	37	38
預金利息	2	0	0	0	0	0	0	0
国債利金（10年）	2	23	23	23	23	24	35	35
国債利金（5年）	0	6	6	6	6	5	0	0
東京都公募公債利金（10年）	0	0	0	0	0	0	2	3
年利回り（③÷①）	0.15%	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%	1.16%	1.48%	1.52%
特定資産合計②	2,807	2,827	2,797	2,707	1,122	1,063	5,004	10,281
研究開発型企業等投資支援事業基金引当資産	667	667	667	667	282	283	284	212
ベンチャーキャピタル預託金	340	360	330	240	240	180	120	70
地域中小企業応援ファンド事業基金引当	0	0	0	0	0	0	4,000	9,998
中心市街地商業活性化事業基金引当資産	600	600	600	600	600	600	600	0
（商店街競争力強化推進事業基金）有価証券	1,200	1,200	1,200	1,200	0	0	0	0
特定資産運用益④	21	20	20	20	20	12	30	86
預金利息	3	2	2	2	2	6	1	3
ベンチャーキャピタル預託金受取利息	3	3	3	3	2	2	1	1
東京都公募公債利金（10年）	0	0	0	2	3	3	3	2
北海道公募公債利金（10年）	0	0	0	0	0	0	6	20
大阪市公募公債利金（10年）	0	0	0	0	0	0	8	25
兵庫県公募公債利金（10年）	0	0	0	0	0	0	9	28
大阪府公募公債利金（10年）	0	0	0	0	0	0	0	6
国債利金（10年）	0	0	0	0	0	0	0	0
商工債券利金（5年）	15	15	15	13	12	0	0	0
商工債券利金（3年）	0	0	0	0	1	1	1	1
年利回り（④÷②）	0.73%	0.70%	0.71%	0.75%	1.79%	1.16%	0.59%	0.83%
基金合計(①+②)	5,327	5,347	5,317	5,227	3,642	3,583	7,523	12,800
運用益合計(③+④)	24	49	49	49	49	42	67	124
年利回り合計	0.46%	0.91%	0.92%	0.94%	1.35%	1.16%	0.89%	0.97%

現在まで大きな変化は見られず、国債、地方債、定期預金で運用するため平均して1%前後の運用益である。平成20年度について要約すると、(単位：百万円)

区分	財産額	運用益	利回り
基本財産	2,519	38	1.50%
特定資産	10,280	86	0.80%
実績計	12,800	124	1.00%
5%で運用した場合		640	増加額 516

基本財産は主として10年利付国債と東京都債で運用しているため、1.5%の運用益である。特定資産のうち100億円は平成19年度から始まったファンド事業であり運用が制限され地方債で運用している。

因みに、財団統合前の平成12年度までは5年大口定期預金で運用しており2%の利回りであったが、統合時には同定期預金の金利が0.4%程度に低下していたため、5年利付国債(当時1.25%)の運用に切り替えた。

毎月配当の投資信託で運用すれば5%以上の利回りは可能である。基準価格が大幅に下落している現状において、リスク分散して投資すれば元本リスクは低いと考えられる。

本来、財団法人は基本財産からの運用益の確保を努力し、運用益で事業を行うことを建前としている。基本財産は処分しないことが前提であるから、長期的に運用益を確保することを基本方針とすべきである。

寄附行為

『第9条 資産は、理事長が管理する。

2 基本財産及び基金のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、**信託会社に信託し**、又は国債、公債その他**確実な有価証券に換えて**、保管しなければならない。』

と記載されている。

基本財産は原則として処分してはいけない財産であり、運用益を得ることを目的とした財産である。投資信託は委託された財産価値を最大に高めるために専門家に運用を委託するものであり、リスク分散できるとともに高配当の運用を期待できるものがある。

国債は満期まで保有すれば元金が戻るけれども、利回りは1%前後であり定期預金に比べればましたが低利回りである。しかも将来国債の金利が上昇した場合には元本割れのリスクが極めて大きい。

県財政が厳しさを増す中、財団の基本財産を取り崩さない保証がどこにあるのであろうか。

低収益による運転資金不足を自治体が補助するのならば、財団法人の多額の基本財産は不要である。